

決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 三浦 正臣

1 日 時

令和5年10月16日（月） 午前10時00分から
午後 4時10分まで

2 場 所

本会議場

3 出席した委員の氏名

三浦正臣、後藤慎太郎、御手洗吉生、穴見憲昭、岡野涼子、首藤健二郎、今吉次郎、太田正美、森誠一、木付親次、麻生栄作、阿部英仁、福崎智幸、吉村尚久、高橋肇、二ノ宮健治、守永信幸、澤田友広、戸高賢史、猿渡久子、佐藤之則

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

中野哲朗、宮成公一郎、清田哲也、大友栄二、堤栄三

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 工藤哲史、土木建築部長 三村一、警察本部長 種田英明
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

第79号議案令和4年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について、第81号議案令和4年度大分県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第82号議案令和4年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について、第88号議案令和4年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び第89号議案令和4年度大分県港湾施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	主任	松井みなみ
議事課委員会班	主幹（総括）	秋本昇二郎
議事課委員会班	副主幹	吉良文晃
議事課議事調整班	主査	羽田野正洋
議事課委員会班	主査	飛鷹真典

決算特別委員会次第

日時：令和5年10月16日（月）10：00～

場所：本会議場

1 開 会

2 部局別決算審査

(1) 福祉保健部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

(2) 土木建築部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

(3) 警察本部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

3 その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

三浦委員長 ただいまから本日の委員会を開きます。

まず審査に入るに先立ち、12日の商工観光労働部での部局別審査において要求された資料について配付したので報告します。

また、13日の企画振興部での審査において麻生委員からホーバーの貸付契約が議会の議決対象になるか確認をとる意見があった件については、地方自治法及び大分県県有財産条例を確認し、対象外であることが確認できたので報告します。

それでは、この際付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日は土木建築部、福祉保健部及び警察本部の部局別審査を行います。

これより土木建築部関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔かつ明瞭にお願いします。

それでは、土木建築部長及び関係課室長の説明を求めます。

三村土木建築部長 まず初めに、令和4年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書について、2点御説明します。なお、本日はSideBooks（サイドブックス）のページ通知機能を使用するので、タブレットの画面右下に青い通知が出たらタッチしてください。

それではタブレットの資料番号13、11ページを御覧ください。

まず（2）収入未済の解消について、県営住宅使用料の収納状況です。収入未済額の縮減を図るため、滞納の早い段階からきめ細かな納入指導を行うとともに、即決、和解制度を活用するなど、長期滞納の未然防止に努めています。

続いて、決算特別委員会資料を御覧ください。資料番号18、2ページです。

収入未済の解消に向けて取り組んだ結果、資料の下の表、棒グラフで示した不納欠損額を除く収入未済額は、過去一番多かった左端の平成18年度の1億3,322万1千円から右端の

令和4年度には2,281万3千円と金額にして約1億1,040万8千円、率にして約83%縮減することができました。

また同じ表、マル印の折れ線グラフで示した現年度の使用料収納率は、令和4年度が全国2位の99.94%であり、未収金の発生防止も進めています。今後とも、収入未済額の縮減と収納率の向上に努めていきます。

次に、さきほどの措置状況報告書にお戻りください。資料番号13、21ページです。

（3）個別事項の⑨住宅政策についてです。県では、子育てしやすい環境づくりの推進のため多くの事業を実施しており、施策評価調書には事業を絞って掲載しています。土木建築部としても子育て・高齢者世帯住環境整備事業は大変重要と考えていることから、令和4年度施策評価調書作成にあたっては、福祉保健部と掲載に向け調整を図ることとしています。今後も関係部局と連携を図り、子育て満足度日本一の実現という明確な目標に基づき住宅施策を推進します。また、リフォーム助成制度については決算特別委員会での意見を受けて速やかに他県状況の調査を実施しており、あわせて県民ニーズの把握、分析を行うことで、より活用しやすい補助制度となるよう引き続き研究していきます。

以上で、措置状況報告についての説明を終わります。

続いて、令和4年度土木建築部の決算について、総括的に御説明します。さきほどの決算特別委員会資料を御覧ください。資料番号18、3ページです。

まず、1の一般会計予算総額及び決算額についてです。表の左から2列目、一般会計の予算現額ですが、総務費、農林水産業費、商工費、土木費、災害復旧費及び公債費を合わせて、太枠にあるとおり1,640億9,756万3,430円です。これに対し、一つ右の支出済額の合計が1,119億5,103万9,622円です。

一番右、不用額の合計は15億1,794万2,808円です。主な理由は、土木災害復旧費や砂防費の工事請負費が見込みを下回ったことなどです。

一つ下の表、翌年度への繰越額ですが、下から3行目の太枠の計欄を御覧ください。

繰越明許費が1,406件488億505万2千円、事故繰越しが56件18億2,352万9千円、合計1,462件506億2,858万1千円となっています。主な理由としては、繰越明許費が国の補正予算を受け入れたことなどによるもの、事故繰越しについては、令和2年7月豪雨の災害復旧事業において令和4年9月の台風第14号による再度被害で工事が遅延したことなどによるものです。

その下の2特別会計予算総額及び決算額については、後ほど関係課長から御説明します。

以上で、決算状況についての説明を終わります。

続いて、令和4年度における主要な施策の成果について主な事業を御説明します。大分県長期総合計画の実施状況について、主要な施策の成果（事務事業評価）を御覧ください。資料番号11、14ページです。

一番上の7番、子育て・高齢者世帯住環境整備事業です。これは子育て世帯の住環境の向上や三世帯同居・近居の支援、高齢者の暮らしの安心確保のため、住宅改修に要する経費を支援する市町村に対して助成等を行うものです。

事業の成果ですが、ニーズにあわせた要件緩和や対象工事の拡充、他事業と連携した事業PRを行った結果、令和4年度の補助件数は188件となっています。今後も多様化する県民ニーズの把握に努め、必要に応じて制度の見直し等を検討するとともに、助成制度の周知に努めていきます。

次に、68ページをお開きください。

一番上の7番、県営都市公園施設整備事業です。これは公園利用者の安全性、快適性の向上を図るため、施設整備を実施するとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な更新を行うものです。

事業の成果ですが、大分スポーツ公園においてはテニスコート舗装更新等、大洲総合運動公園においては硬式野球場の照明塔更新等をそれぞれ行いました。

次に、95ページをお開きください。

一番下の6番、交通安全事業です。これは児童生徒や高齢者等が安心して通行できる道路空間を整備するため、歩道の新設や防護柵の設置などを行うものです。

事業の成果ですが、国道213号狩宿工区や県道中津高田線浜高家工区などにおいて歩道整備を行うとともに、完成までに時間を要する箇所では、ドライバーに注意を促すカラー舗装など即効性の高い安全対策を実施しました。

次に、133ページをお開きください。

上から二つ目の5番、河川事業です。これは洪水や台風等による浸水被害から人家や公共施設を守るため、流下能力の確保、河川環境の整備、保全を行うものです。令和4年度は玖珠川などでの築堤や護岸の整備、河床掘削のほか玉来ダム建設等の事業を実施しました。

事業の成果ですが、令和4年度末までに79地区で浸水対策を実施し、浸水被害の防止、軽減を図ったところです。

次に、135ページをお開きください。

一番上の10番、砂防事業です。これは土砂災害から人家や公共施設を守るため、砂防施設の整備、保全を行うものです。

事業の成果ですが、事業が完了した13か所を踏まえ、令和4年度末の累計、土砂災害対策施設整備率は30.5%となっています。今後とも県民の命と暮らしを守るため、ハード、ソフトの両面から土砂災害対策に取り組んでいきます。

次に、138ページをお開きください。

上から二つ目の20番、地域の安心基盤づくりサポート事業です。これは県民からの要請を受けて土木事務所職員が自らあるいは委託業者が河川、砂防設備、港湾施設等の軽微な補修、倒木や流木等の除去、草刈りなどを行うものです。また、地域住民が自主的に行う県管理施設の環境美化や防災活動に必要な資機材の確保、

作業環境の整備によって、その活動を支援しています。

事業の成果ですが、県民からの要請に対する対応率は87.3%となっています。今後とも県民からの多くの要請に対し迅速な対応を心がけ、生活の安心感と満足度の向上を図っていきます。

次に、268ページをお開きください。

上から二つ目の2番、建設産業女性活躍推進事業です。これは建設産業における女性の活躍を推進するため、経営者向けのトップセミナーをはじめ、女性のスキルアップに向けたドローンやICT測量機器による測量、情報発信力など専門的知識を身に付けるセミナーなどを開催したものです。

事業の成果ですが、女性の新規学卒者の県内建設業就職人数が67人となりました。加えて、経営者の女性活躍に対する意識の変化や参加者自身の成長につながるるとともに、企業、職域を超えた横のつながりを生み出すことができました。今後も建設産業における女性活躍の推進に努めていきます。

次に、364ページをお開きください。

一番上の7番、港湾整備事業です。これは港湾貨物を取り扱う埠頭用地等の整備を行うもので、令和4年度は重要港湾別府港や地方港湾臼杵港などにおいて岸壁整備や埠頭用地整備などを実施しました。

事業の成果ですが、最大係留可能隻数が561隻になったほか、船舶の大型化に対応した係留施設の整備などを着実に進めています。

次に、368ページをお開きください。

一番上の1番、(公)道路改良事業です。これは広域道路交通網の整備を推進するため、高規格道路や国道、県道の整備を進めるもので、令和4年度は中津日田道路や国道387号川底拡幅などの事業を実施しました。

事業の成果ですが、国道442号久住拡幅2工区や県道佐田山香線立石工区の供用を開始するなど道路整備を着実に進めています。

最後に、372ページです。

一番下の2番、街路事業です。これは都市計

画道路において、道路の新設、拡幅による渋滞対策や自転車歩行者道の整備による歩行者の安全確保などを進めるもので、令和4年度は大分市の庄の原佐野線や別府市の南立石亀川線などで事業を実施しました。

事業の成果ですが、日田市の銭淵大宮線の部分供用など着実に進めることができました。

以上で、主要な施策の成果についての説明を終わります。

続いて、包括外部監査の結果を御説明します。

令和4年度行政監査・包括外部監査の結果の概要を御覧ください。資料番号16、5ページです。

3監査テーマ及び監査対象にあるように、外郭団体の適切かつ効率的な運営と内部統制についてをテーマに行われました。

次に、32ページを御覧ください。

土木建築部では不備、改善及び勧奨事項を合わせて21件です。このうち不備事項とされた1件について御説明します。

上から三つ目の株式会社大分国際貿易センターにおける一般社団法人との取引についてです。

一般社団法人大分県貿易協会と出向契約書を交わし、貿易協会に従業員を派遣していますが、出向先から支払われる費用について覚書で定めている契約金額と異なる金額が支払われており、また貿易協会の所在地は当該センターの事務所とされているが、賃貸借契約などは締結されておらず、貿易協会は当該センターに家賃を支払っていないとの御指摘です。

この御指摘に対して、県は当該センターに対し、貿易協会から出向契約料金及び家賃の適切な徴収を行うよう指導しました。この指導を受け、当該センターでは出向契約に関する覚書に基づいた契約金額を徴収しました。また、家賃の徴収についても、速やかに貸付契約を締結しました。今後とも出向契約料金等の適切な徴収がなされるように、当該センターを指導していきます。

御説明した不備事項に加え、改善及び勧奨事項についても既に対応が行われていますが、引き続き適切な対応となるよう指導等を行って

きます。なお、行政監査の結果については該当ありません。

以上をもって私からの説明を終わります。

引き続き、関係各課室長から御説明します。

中川土木建築企画課長 土木建築部一般会計の歳入決算の主な事項について御説明します。

まず、歳入決算額の予算に対する増減額について、資料番号9番の令和4年度決算附属調書を御覧ください。17ページをお開きください。

左の科目で一番下にある土木費国庫補助金は196億9,378万6,201円の減収となっています。

次に、19ページを御覧ください。

科目の一番上、災害復旧費国庫補助金です。表の右の増減理由のうち上から3番目にある土木災害復旧事業費補助金は37億192万7,663円の減収となっています。

次に、26ページをお開きください。

左の科目の一番下、土木債ですが136億6,900万円の減収となっています。これらの主な理由は、事業の一部を翌年度に繰り越したことによるものです。

続いて、42ページをお開きください。

収入未済額について御説明します。左の科目の一番上、使用料及び手数料のうち土木使用料は3,036万83円です。主な理由は、県営住宅使用料の納入義務者の生活困窮等によるものです。

歳入決算については以上です。

次に、歳出決算について資料番号10、令和4年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書により各所属から御説明します。

それでは、271ページをお開きください。

まず、土木建築企画課関係分について御説明します。第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費ですが、決算額は9億1,902万9,746円です。そのうち事業説明欄、上から2番目の土木事務所運営費の決算額は1億3,939万5,201円です。これは各土木事務所の会計年度任用職員の報酬などに要した経費です。同じページの2番目にある第2目建設業指導監督費の決算額は6,581万9,

256円です。

次の272ページの上から3番目、建設産業構造改善・人材育成支援事業費の決算額は1,758万8,887円です。これは建設労働者のUIJターン促進や就労環境改善の取組等を支援したものです。

次に、同じページの下段にある第12款公債費の決算額は4億1,545万9,997円です。これは地方道路整備臨時貸付金の償還に係る公債管理特別会計への繰出金です。

次に、273ページを御覧ください。

公債管理特別会計の決算額は4億1,545万9,997円で、さきほど申し上げた一般会計からの繰入金と同額です。

以上で、土木建築企画課関係の説明を終わります。

中村建設政策課長 決算事業別説明書の274ページをお開きください。

第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費の決算額は2億1,507万8,602円です。

上から2番目の共生のまち整備事業費ですが、決算額は8千万円です。これは高齢者、障がい者など全ての県民が自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう歩道等の改良、県有施設のバリアフリー化などに要した費用です。

下から2番目の建設産業DX推進事業費ですが、決算額は2,550万1,426円です。これは建設産業の生産性向上を図るため、ICT施工に取り組む建設業者に対し支援するほか、県発注工事においてカメラ映像を利用した遠隔臨場等の取組に要した経費です。

新田用地対策課長 決算事業別説明書の275ページをお開きください。

第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費の決算額は392万9,083円です。

一つ目の用地取得対策費ですが、決算額は123万5,745円です。これは過年度に取得した用地の分筆登記等に要した経費です。

その一つ下の収用委員報酬ですが、決算額は235万7,400円です。これは収用委員7

名に対する報酬です。

その一つ下の収用委員会費ですが、決算額は33万5,938円です。これは収用委員会に係る経費です。

瀬戸道路建設課長 決算事業別説明書の276ページをお開きください。

第1項土木管理費第1目土木総務費は決算額130万円となっています。これは高速自動車道建設促進事業費で東九州自動車道の建設促進を図るための協議会等に対する負担金です。

次に、第2項道路橋梁費第1目道路橋梁総務費は決算額9,179万5千円となっています。これは道路橋梁調査費で、補助事業採択に向けた事前調査や道路台帳補正等に要した経費です。

277ページをお開きください。

第3目道路新設改良費は、決算額207億8,111万6,007円となっています。これは道路の新設又は改良に係る経費です。上から3番目の(公)国直轄道路事業負担金ですが、決算額は46億3,049万2,812円で、国が管理する一般国道の改築事業等に係る負担金です。

亀山道路保全課長 決算事業別説明書の278ページをお開きください。

第1目道路橋梁総務費は、決算額2億5,448万9,667円となっています。

次に第2目道路維持費は、決算額232億3,680万9,445円となっています。

次の279ページ下から3番目の(公)道路施設補修事業費ですが、決算額は103億2,358万6千円です。これは道路ネットワーク及び交通の安全確保を図るため、定期点検により早期対策が必要とされた橋梁、トンネルなどの補修を行うとともに、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化に要した経費です。

次に、280ページをお開き願います。

第3目道路新設改良費は、決算額48億973万6,583円となっています。

次に、第4目橋梁新設改良費ですが、決算額1億7,885万4千円となっています。

石和河川課長 決算事業別説明書の281ページをお開きください。

第2款総務費第2項企画費第2目企画調査費で、決算額は7,460万7,585円です。

次にその下、第8款土木費第3項河川海岸費第1目河川総務費で、決算額は7億8,297万2,728円です。

283ページをお開きください。

第2目河川改良費で、決算額は205億304万3,959円です。そのうち事業説明欄一番下、(公)河川災害関連事業費の決算額は6億2,602万9千円です。これは災害の再発を防止するため、被災河川の河積拡大等の改良復旧工事の実施に要した経費です。

次に、285ページをお開きください。

第3目海岸保全費ですが、決算額は3億641万1千円です。その下の第4目水防費ですが、決算額は3,842万2,145円です。

続いて、286ページをお開きください。

第11款災害復旧費第2項土木施設災害復旧費第1目土木災害復旧費で、決算額は127億8,448万9,700円です。これは主に令和4年台風第14号等で被災した公共土木施設の災害復旧事業等に要した経費です。

多田港湾課長 決算事業別説明書の287ページをお開きください。

第2款総務費第2項企画費第6目交通対策費ですが、決算額は831万5,976円、その下の第7款商工費第1項中小企業費第3目通商貿易振興費ですが、決算額は1,668万円です。これは九州の東の玄関口としての人流、物流拠点の強化に向けたポートセールス活動等に要した経費です。

次に、288ページをお開きください。

第8款土木費第3項河川海岸費第3目海岸保全費ですが、決算額は9億6,864万9,200円です。これは海岸保全施設の整備等に要した経費です。

次に、289ページを御覧ください。

第4項港湾費第1目港湾管理費ですが、決算額は2億2,302万3,710円です。これは港湾施設の維持管理等に要した経費です。

次に、290ページをお開きください。

第2目港湾建設費ですが、決算額は53億2,

842万2千円です。これは港湾の整備等に要した経費です。

次に、291ページを御覧ください。

第3目空港建設対策費ですが、決算額は3億4,084万567円です。これは大分空港の整備に係る負担金などです。

その下の第11款災害復旧費第2項土木施設災害復旧費第1目土木災害復旧費ですが、決算額は2億388万7千円です。これは令和4年台風第14号等で被災した港湾施設の災害復旧事業等に要した経費です。

次に、港湾課所管の特別会計について御説明します。まず、歳入決算額の予算に対する増減額などについて資料番号9、決算附属調書により御説明します。決算附属調書の84ページをお開きください。

金額欄一番下の16億6,800万円の減収は港湾施設整備事業特別会計の県債ですが、事業の一部を令和5年度に繰り越したことによるものです。

次に収入未済額ですが、94ページをお開きください。

金額欄一番上の港湾施設整備事業特別会計の使用料及び手数料は601万4,790円の未収となっています。これは納入義務者の破産等によるものです。今後とも分納計画の着実な実行の確保など徴収に努力していきます。

続いて、歳出関係は資料番号10、決算事業別説明書により御説明します。292ページをお開きください。

臨海工業地帯建設事業特別会計です。第1款大分臨海工業地帯建設事業費第1項第1目土地造成費ですが、決算額は15億2,094万8,740円です。これは6号地の造成費に係る基金の積立て及び県債の償還金等に要した経費です。

次に、293ページを御覧ください。

港湾施設整備事業特別会計です。第1款第1項港湾施設整備事業費第1目港湾施設管理費ですが、決算額は13億4,385万8,071円です。これは上屋や野積場などの港湾施設の維持管理や県債の償還金等に要した経費です。

その下、第2目港湾施設建設費ですが、決算額は23億5,011万4千円です。これは埠頭用地の造成等に要した経費です。

森崎砂防課長 決算事業別説明書の294ページをお開きください。

第8款土木費第3項河川海岸費第5目砂防費は、決算額123億6,357万5,145円となっています。

上から4番目の砂防調査費ですが、決算額は8,113万1,700円です。これは次年度の補助事業新規箇所の新規採択に必要な調査及び図面の作成等に要した経費です。

次に、295ページを御覧ください。

上から8番目の(公)緊急砂防事業費ですが、決算額は2億386万9千円です。これは令和4年台風第14号により土石流が発生した佐土原川ほか1か所の砂防工事に要した経費です。

秋月都市・まちづくり推進課長 決算事業別説明書の297ページをお開きください。

第2款総務費第2項企画費第5目土地対策費で、決算額は2,877万5,666円です。これは国土利用計画法に基づく適正な土地利用の促進や指導、地価調査等に要した経費です。

その下の第7款商工費第3項観光費第2目観光開発費で、決算額は658万4,645円です。観光開発費の一番上、魅力ある景観づくり推進事業費ですが、決算額は626万8,645円です。これは展望台等からの眺望を阻害する樹木の伐採等に要した経費です。

次の298ページ、第8款土木費第5項都市計画費第1目都市計画総務費で、決算額は6,861万2,196円です。

都市計画総務費の上から4段目、都市政策推進費ですが、決算額は4,213万3,300円です。これは都市計画基礎調査等に要した経費です。

次の299ページ、第3目街路事業費の決算額は38億5,918万9,941円です。これは庄の原佐野線下郡工区をはじめとする街路整備に要した経費です。

藤内公園・生活排水課長 決算事業別説明書の301ページをお開きください。

第8款土木費第5項都市計画費第4目都市環境整備費ですが、決算額は14億8,008万2,094円です。

上から2番目の公園維持管理費ですが、決算額は1億4,570万6千円です。これは大洲総合運動公園及びハーモニーパークの管理業務を指定管理者へ委託した経費です。

上から3番目、大分スポーツ公園等管理運営事業費ですが、決算額は5億2,283万2,144円です。これは大分スポーツ公園及び高尾山自然公園の管理業務を指定管理者へ委託した経費です。

都瑠建築住宅課長 決算事業別説明書の302ページをお開きください。

第1項土木管理費第3目建築指導費ですが、決算額は513万8,548円です。そのうち上段の建築基準法等施行事務費の決算額は313万9,282円です。これは建築基準法による指導、監督及び許認可に要した経費や重要事項を調査、審議するための建築審査会の開催等に要した費用です。

大谷公営住宅室長 決算事業別説明書の302ページです。

第6項住宅費第1目住宅管理費の決算額7億6,300万2,538円のうち、次の303ページをお開きいただき、上から4番目の県営住宅等管理対策事業費の決算額は5億5,862万5,019円となっています。これは管理代行者である大分県住宅供給公社への管理委託経費や県営住宅の計画修繕などに要した経費です。

桑田施設整備課長 決算事業別説明書の305ページをお開きください。

第1項土木管理費第4目営繕費ですが、決算額は1億7,368万230円です。事業別には一番上の県有建築物防災対策推進事業費ですが、決算額は7,053万5,957円です。これは県有建築物の吊り天井耐震化を計画的に行うものです。令和4年度に実施した主な内容としては、警察学校術科棟の吊り天井耐震化工事及び別府国際コンベンションセンターの吊り天井耐震化基本設計委託です。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し私から指名を受けた後、自席で起立の上マイクを使用し簡潔かつ明瞭に答弁願います。

事前通告が4名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

福崎委員 私からは事前通告で2事業について質疑していましたが、1点追加で質疑したいと思います。よろしく願います。

まず決算事業別説明書の278ページ、道路維持修繕費についてです。

まず質疑する前に、国道197号バイパスの毛井交差点から大野川まで草が大変伸びており、地域からものすごく要望が出ていましたが、今日から業者が草刈りに入るということで、今朝、業者に会ってきました。まずは、そういう緊急的などころに御配慮いただいたことに御礼申し上げます。

それでは、道路の除草について伺いますが、歩道の樹木帯から歩道や車道に草が伸び、歩行や通行の支障になると、時には草を避けて通ることから車にはねられる危険性を感じることもあると、多くの議員も地域の自治会や歩行者、自転車利用者から相談を受けていると思います。

県が管理する道路の総延長を考えると作業量的に膨大であるとは思いますが、地域の安全・安心を考えると、適宜除草作業を行っていただきたいと思っています。県管理の道路における除草作業の現状がどうなっているのか教えていただきたいと思っています。

続いて、道路上に傾斜した枯れ木等を見かけることがあります。人力では伐木することは困難であり、高所作業車等の重機を使うことで安全かつ効率的に伐木作業を進めることができると思いますが、高所作業車等は高額であり、市町村においてもなかなか購入できないのが現状だと思っています。

購入に対しての補助制度等はないのか、ないなら検討する考えはないのかお尋ねします。

また、地域住民で道路にかかった木の伐採等をするにあたって、高所作業車をリースした場

合に助成する支援策はないのかお聞きします。

続いて、279ページのクリーンロード支援事業費について伺います。道路の美化活動を行うボランティア団体に対して活動報奨金及び資材費の一部を授与する事業と聞いていますが、活動報奨金について草刈り等の活動に参加している方から以前、お茶代も出ない、燃料費も出ない、安過ぎるとの声を聞いたことがあります。

そこでお尋ねです。活動補助金の金額として1メートル当たりでの単価並びに同じように業者に草刈り作業を発注した際の1メートル当たりの単価はいくらなのか教えていただきたいと思ひます。

追加の分ですが、同じ279ページの安全・安心な道路環境創出事業費について、災害等で倒木するおそれがある樹木を事前伐採する内容ですが、この事業内容について詳しくお教えいただけたらと思ひます。

亀山道路保全課長 まず、道路の除草について御質疑をいただいた点についてお答えします。

県管理道路の除草作業について、県としては道路維持補修委託を業者と契約して、基本的には年間2回、山間部など利用者が少ない箇所は1回程度の草刈り作業を行っています。昨年度の実績で数が非常に多いですが、延べ約647万平方メートルで実施しています。以上が除草作業の現状です。

続いて、道路に傾斜した枯れ木の話です。これも県では交通安全上、支障となる枝打ちや伐採とかは道路維持補修業務委託で対応しています。

市町村に対する高所作業車購入の補助制度はないのか、また予定はないのかとのことですが、現在のところ市町村からの要望もありませんし、県としても委託業者と契約しながら行っているため制度創設の予定はありません。

あわせて、地域住民から伐木に関する高所作業車のリースに関するご提案がありましたが、今のところ予定はありません。

いずれにしても、交通安全上、危険な箇所があったら、ぜひ管轄する土木事務所に御連絡いただいて、現地を確認し対応していきたいと思

います。

続いて、クリーンロード支援事業の具体的な金額についてです。草刈り活動に関する報奨金の金額は、昨年度実績で全体では1,268万2千円で、そのうち草刈りに関しての単価は、交通誘導員を付けた場合は1メートル当たりではなく1平方メートル当たり12円、それ以外の交通誘導員等が必要ない場合は1平方メートル当たり8円です。それと業者に作業を発注した場合は1平方メートル当たり93円です。

クリーンロード支援事業は県管理道路沿いの草刈りや花植え活動のボランティア活動に対して報奨金を出すものであり、この趣旨を御理解いただくよう努めていきたいと思ひています。

それと、安全・安心な道路環境創出事業費です。これは事前伐採と言われる表現をしていますが、事前に土木事務所が地元等とも協議して、災害時に伐採が必要な箇所を事前に伐採する事業です。

福崎委員 ありがとうございます。年2回の草刈りということですが、草の伸びが速くて危険な箇所が増えています。今年は草がだいぶ速く伸び大変だったようですが、危険だからと地元から草刈りの要望が出ている分については、できれば年2回に限らず対応していただきたいと思ひています。

また報奨金について、多分昔から全然単価が変わっていないと思ひます。交通誘導員を付けた場合12円、付けない場合が8円ですが、交通誘導員の人件費も上がっているから12円では賄えず地元の自治会が負担したり、地域の方の持ち出し等も多くあるのではないかとと思ひます。報奨金の趣旨は分かりますが、お茶代も出ない状況ではやはり限界が来ているところもあるかと思ひるので見直しを要望します。

安全・安心な道路環境創出事業費について、地元と協議して刈る場合、令和4年度は3千万円でしたが、どのくらい刈ったか、実績を教えてくださいと最後をお願いしたいと思ひます。

亀山道路保全課長 実績ですが、ちょっと調べるのに時間がかかるので、後ほどお答えします。

猿渡委員 今、福崎委員から話があったことと共通しますが、道路や河川の草刈りの要望がやはり大変多くて、草刈りは年に2回が基本だとおっしゃいましたが、私は別府市内でいろいろ要望を受けたときに年1回になったと聞きます。山間部だけではなく、住宅地などを含めて年1回になっているところが多いかと思うんですね。それをぜひ年2回に戻す必要があると思います。温暖化で草がどんどん伸びて、観光地なのに本当に草ぼうぼうで恥ずかしいという声を多く伺います。

河川に関しても堤防敷、堤防の上は住民の皆さんが地域で一生懸命、暑い中でも草刈りしたりしますが、高水敷と言うか川に近い部分、土手の下の部分も大変草が伸びています。そこに遊歩道がありますが、何のために遊歩道があるんだと、全く遊歩道が活用できないという声をたくさん聞きます。ですから、ボランティアも地域の皆さんも高齢化で大変厳しい状況で、草刈り作業がなかなかできなくなっているの、ぜひ草刈りの予算を大幅に増額して要望に応えられるようにしていただきたい。他県に比べても草が伸びている道路が目立つように思うので、ぜひ予算を増やしていただきたいと思います。

また、事前通告していませんが1点要望です。県営住宅の敷地内の草刈りや木のせん定なども住民の皆さんが大変苦勞されていて、高齢者に努力いただいたり、なかなか住民の皆さんも協力が難しい面もあって、管理人も苦勞しているので、その点もやはり委託業者に委託しなければならない部分が増えていると思うので、お願いします。

それともう1点、身近な道路改善事業費、路肩の拡幅とか簡易な道路整備とか通学路の安全などの要望が多いですが、そういう地域からの要望にどの程度応えられているのか、何割ぐらい応えられているのか。予算を増額して、そういう身近な要望にさらにしっかり応えられるようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

亀山道路保全課長 また草刈りの御質疑ですが、さきほども説明したように県管理道路の除草作業は委託業者と契約して実施しており、

これまでも基本的に年間4回、山間部など利用者が少ない箇所は1回行っており、特に2回が1回に減ったということはありません。草刈り作業を軽減するために道路改良時や身近な道改善事業費等によって、張りコンクリートや防草シートなどの対策を行っていて、道路維持修繕に係る整備費は10年間で約36%増額しています。今後とも適切な道路の維持管理に努めていきます。

続いて、身近な道改善事業費は平成26年度に6億円でスタートしており、平成23年度に7億円、平成24年度に8億円となってからは今の予算で取り組んでいます。

事業の実施状況としては、年間平均100件程度の御要望があつて、令和4年度の完成は92件で、ほぼ要望に応えられている状況にあります。予算と要望のバランスが非常に取れていると考えています。今後も必要な予算の確保に努めながら、地域住民の御要望にしっかりと応えていきたいと思っています。

石和河川課長 河川の草刈りについてですが、河川に関しては地元の自治会、団体などのボランティアに対して、リバーフレンド事業として年2回を上限に草刈りの活動を支援しています。

ボランティアの活動が高齢化で非常に大変なのは認識しており、実際、令和3年から作業負担の軽減に向け、四つの土木事務所でラジコン式の草刈機を導入して貸出しを行っており、実際非常に好評を得ています。こういう形で今後も地域の声をしっかり聞きながら、限られた予算の中で良好な河川環境の保全に努めていきたいと思っています。

大谷公営住宅室長 県営住宅の敷地内の草刈り等については、基本的には住民の皆様をお願いします。

猿渡委員がおっしゃるように高齢化が進んでいることも認識しているし、傾斜のきついところはケースバイケースですが、県で伐採することもあります。御要望ということで、県としてもその点については認識しているので、また検討していかなければいけないと思っています。

猿渡委員 高水敷の部分については業者にお願い

いできないですかね。

それと、具体的に要望しても対応が遅い場合があると感じます。例えば道路の土手部分、草刈りをお願いして刈っていただいて、せっかく刈ってもらったから草が生えないように防草シートをしてほしいと要望しましたが、それがなかなかできないので、また草が生えてしまい、また同じ予算を使うのはもったいないとの御意見もあるんです。

それと、これはバスの運転手から聞きましたが、草刈りした後の道路の端っこの土も撤去しないとすぐまた草が生えてしまう。福岡県でもやっていると聞いたりするんですけどね。やはりそこまで丁寧に対応して有効に仕事をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

石和河川課長 河川の高水敷ですが、これも基本、別府市に関して猿渡委員が言われるようにこのリバーフレンド事業でやっているの、引き続きそこは年2回の中でお願いするしかないのかなと思っています。

亀山道路保全課長 さきほど道路の土の部分の話がありましたが、確かにそういう箇所を私もやりたいとは思いますが、なかなか手が回っていかない状況です。有効なやり方を常に検討しているので、そういうところまで手が出せるといいのですが、今のところは全体の予算の中とか作業量等で、一部やっているところもありますが、手が回っていないところもあるのは事実です。

三村土木建築部長 冒頭の道路保全課長の回答を訂正します。

除草作業について年間4回と課長は説明しましたが、2回の間違いですので、私から修正します。

亀山道路保全課長 すみません、私2回と言ったつもりですが、マスクをしており聞こえにくかったかもしれません。

それと、もう1点よろしいですか。さきほどの……

三浦委員長 福崎委員の質疑に対する答弁ですか。最後でお願いします。

守永委員 1点お尋ねします。決算事業別説明

書の277ページ、(公)道路改良事業費について、この中に国県道の線形不良、幅員狭小箇所の改良にある線形不良箇所の改善については、交通量の多い箇所とか交通事故の多い箇所等を中心に改良工事を行っているかと推察しますが、その場合に警察との連携をどのように行っているのでしょうか。

また、事故への対応方法や交通量として1日当たりの交通量が判断基準なのか、時間当たりの通行量の最大値が判断基準となるのか、その優先順位を考えるとときにいずれなのかを教えてください。

瀬戸道路建設課長 (公)道路改良事業費について御質疑いただきました。

道路改良事業を行う際には時間当たりではなく、1日当たりの自動車交通量とか交通事故発生状況、また通学路の指定状況、渋滞状況など様々な観点から検討を行い、事業着手の適否について総合的に判断していきます。

また警察との連携についても、交差点形状とか信号現示の協議を行うなどしっかり連携を図って取り組んでいます。

なお、事業着手の適否については、さきほども申しましたが、交通量だけが判断基準ではなく、様々な観点から総合的に判断して進めています。

守永委員 いろんなケースがあるでしょうから。どういう基準で順番を見ているか、これだったら優先的になるんだろうと具体的に想像できる資料とかデータはないと思いますが、どのくらいの事業費をかけて工事をして、費用対効果として見ていいのか分かりませんが、交通量がどのくらいあれば事業はできるとか、交通安全のソフト面で頑張ってもらおうとか、そういう判断になるのか、もし分かれば教えてください。

瀬戸道路建設課長 判断基準について、一概にあるわけではありません。さきほど説明した道路改良事業は、特に都市部とか主要な幹線道路の整備について、費用対効果は一つの重要な要素になっているので、交通量や交通事故の発生状況を金銭価値に換算して一つの判断基準にしています。

一方で山間部とか半島部とか、まだまだ未改良の道路を整備するにあたっては、それ以外の要素も非常に重要な要素になってくるので、そこは総合的に判断して進めています。

森委員 事前通告は1点ですが、1点質疑を追加させてください。

まず、主要な施策の成果（事務事業評価）14ページ、子育て・高齢者世帯住環境整備事業、決算額2,681万円についてです。

人口減少対策、そして定住対策として重要な事業であると考えています。子育て世代のニーズ事業である近居政策についてですが、ニーズなどについてどのように把握しているか伺います。また、事業の内容に住宅探しの協力店とありますが、これについて詳しく教えてください。

そして、追加の分ですが、主要な施策の成果261ページ、建設産業構造改善・人材育成支援事業1,758万9千円についてです。

建設産業における人材確保、また生産性向上は重要なテーマであると考えています。一昨日、大分駅前において土木建築フェスタが開催され、子どもたちもたくさん行列をつくって参加していました。非常に大切なことであると考えています。今後の取組について伺います。

都瑠建築住宅課長 建築住宅課については2点ほど質疑をいただきました。

まず、1点目の子育て・高齢者世帯住環境整備事業の子育て世代の近居ニーズについてです。

子育て世代の近居ニーズを把握するため、昨年度、まずは豊後大野市でアンケート調査をしました。その結果、56%が近居中又は近居したいとの回答で、近居への関心が高いことが分かりました。これを受けて、アンケートの精度をさらに高めるために今年度は全県下でアンケートを実施しており、現在集計を行っているところです。

二つ目の質疑の住宅探しの協力店についてですが、住宅探しの協力店は民間賃貸住宅に入居を希望される高齢者や障がい者などが安心して住宅を探すことができるように協力してくれる不動産会社です。令和5年10月現在において県内で88社が登録しており、居住支援ガイ

ドブックや県のホームページにて周知を図っています。

中川土木建築企画課長 建設産業構造改善・人材育成支援事業について御質疑いただきました。

土木建築企画課で広報関係等の事業を取り扱っています。担い手不足が深刻化している建設業において、人材確保は確かに大変重要な課題だと思っています。当課では広報などに力を入れて、ホームページに人材確保に関する資料等を載せたり、CMなどを制作したりしながら人材を確保する、少しでも若い方に建設業に就職していただけるように取り組んでいます。

また、就業環境改善のために、女性のトイレとかシャワールームの設置など様々な方面に補助しています。今後とも同様に取り組んでいきたいと考えています。

中村建設政策課長 10月14日に開催した土木建築フェスタについて言及していただき、ありがとうございます。

土木建築部では、これまでも県内の小中学生を対象に、将来、土木の技術者になってもらえるように特別教室をやってきたわけですが、今年は特に大分県建設業協会青年部、国土交通省大分河川国道事務所、県の三者共催で土木建築フェスタを開催しました。昨年度が約2千人の来場者に対して、速報値ですが約3,500人が来場したとのこと。やはり将来を担う若い方、女性が夢を持って働き続けられるようにすることが大切なので、こうしたことを今後もしっかり取り組んでいきたいと考えています。

森委員 ありがとうございます。子育て・高齢者世帯住環境整備事業は土木建築部の所管ですが、やはり今後の人口減少対策等を考えると、企画振興部や福祉保健部等と今後も連携をしっかりと政策を進めていく必要があると思うし、今年度、近居ニーズ若しくは子育て世代が必要とする住宅ニーズについてのアンケート調査が行われていると、さきほども回答いただきました。その回答だけが頼りではないですが、しっかり現場にいる子育て世代のニーズを把握することに今後も土木建築部としても力を注いでいきたいと思っています。

この件に関しては、私は昨年、同じような質疑をして措置状況報告でもさきほど回答をいただきました。以前よりもワンステップ上がって連携を取られていることを本当にありがたく思っています。今後ともよろしくお願いします。

土木建築フェスタに伺いましたが、大分工業高校の土木科の生徒たちが自らの学びに誇りを持ってあの場で客に対応している姿は、私は本当に強く感動しました。バックホーが2台しかないのにたくさん子どもたちがヘルメットをかぶって、わくわくして並んで待っている姿、とてもすてきだと感じました。昨年は大分県建設業協会が主催であり、今年から県が参画したと聞いています。引き続きそういった土木事業の大切さを皆さんに知っていただくための機会をできればもっと増やしていただきたいと思っています。

また、各土木事務所でX（旧ツイッター）などでの発信や地元のケーブルテレビにおいて事業の説明を詳しくしているのを見かけます。若い女性の職員等が一生懸命やっている、説明している姿は本当にほほ笑ましいと言うか、感動する限りですので、土木建築部としても今後しっかり広報活動を進めていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

三浦委員長 それでは、さきほどの福崎委員の答弁漏れを執行部お願いします。

亀山道路保全課長 すみません、さきほどの事前伐採と安全・安心な道路環境創出事業費の面積という御質疑がありましたが、この事業は必要な伐採を行うもので面積という表現は非常に難しく、その整理はできていませんが、令和4年度では11路線11か所実施しています。令和2年度から始まりましたが、令和2年度では21路線28か所、令和3年度では6路線6か所実施しています。

三浦委員長 ほかに事前通告していない委員で質疑はありませんか。

澤田委員 事前通告していませんが、質疑します。

さきほど来、委員の皆様がおっしゃっていた決算事業別説明書278ページの道路維持修繕

費に関わることですが、我が党の吉村議員が第2回定例会でも質問しました。その際に高額ですが、ラジコン式の草刈機の予算を付けていただきたいという話があったかと思います。また、今リバーフレンド事業に参加している方にも随時貸し出しているとのことでした。

そして、このリバーフレンド事業に参加している方からの要請があって、今何件ぐらい貸出し実績があるのか。あと要望になるかもしれませんが、県内で通学路として使っている河川、大分市で言えば大分川周辺になってくるかと思いますが、高校生の皆さんから声を聞く中では、部活が夜6時から7時、場合によっては8時までしている高校生が非常に多く、帰るときに非常に怖いので、あえて町中を走って帰らざるを得ないといった現状もあるそうです。大分市に限らず県内に間違いなくそういったところがあるかと思いますが、なかなか予算が付けにくいのであれば、せめて通学路となっている河川に関しては、随時防犯や子どもたちを守る観点からぜひ積極的に草刈りの推奨をしていただきたいと思っています。

石和河川課長 すみません、ちょっと手持ちがないので、後ほど説明させていただきます。

それと通学路の話ですが、さきほどから何回も申しますが、基本、堤防の草刈りに関してはリバーフレンド事業で、これは地元を含めて実施しているので、地元の自治会を含めてそういう認識があったら、ぜひこの事業に手を挙げていただいて、我々も支援していくので、そういう形で対応したいと思っています。

澤田委員 ありがとうございます。自治会の皆さんもそうですが、御存じのとおり高齢者が非常に多い現状なので、そこをぜひ県でも考えながら、せめて通学路は県でしっかり責任を持ってやっていく、そういった行政の姿勢もぜひ見せていただきたいと思っています。要望になりますが、よろしくお願いします。

三浦委員長 ほかに委員で質疑はありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 事前通告が1名の委員外議員から出されているので、事前通告のあった委員外議

員の質疑を行います。

堤委員外議員 まず1点が主要な施策の成果（事務事業評価）133ページ、河川情報整備支援事業、これは県河川に監視カメラ等を設置する市町村に助成する事業ですが、大分市の寒田川について、県としては非常に頑張って上流域の河床掘削とか、土手側の陥没とかを全部工事している。ただ、大分市から監視カメラ等の設置についての要請がなかなか上がっていないのが実態だと思いますが、県とすれば大分市とも協議をしていくとの話ですが、そこら辺の協議が今どうなっているのかが分かれば教えてください。

二つ目には、子育て・高齢者世帯住環境整備事業費の関係、それと住宅耐震化総合支援事業費との関係。これは非常にいい事業だと我々も考えていますが、件数としても188件と非常に伸びています。ただ、住宅改修の耐震診断は多いですが、改修がまだ41件という実態の中で、昭和56年以前の古い住宅に住んでいる高齢者は、なかなか改修にまで踏み切れない状況があると思います。未改修の家の住民や耐震診断も受けていない方に対する説得と言うか、啓発と言うか、それはどうなっているかということ。

あと子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業で申請がゼロとか、また制度そのものがないのかな。斜線を引いている資料もあるが、ゼロとか斜線を引いているところは制度そのものを作っていないのか、それともそういうニーズがないのか。どう市町村に説明しているのかと気になります。それについてお願いします。

さきほど部長が措置状況報告の中で、21ページのリフォーム助成の他県状況の調査、県民ニーズの把握、分析を行うと書いていますよね。その現状は一体どうなっているのかな。この決算の調査に対応してどうなっているか教えてください。

それともう一つは、河川課の草刈り、非常に多いけど、例えば1級河川の大分川、あれは土手の場合には上を通っているから、大体国土交通省が真ん中ぐらいまでやりますよね。下の部

分は大分市道だから、大分市が1メートルぐらいやりますね。県河川の場合、土手は全部、仮に下に市道が通っているとしても基本的に県が全部やるのがちょっと分からないですよ。大分市が関わってくるのか、教えてください。

石和河川課長 まず、寒田川の話からです。このカメラ設置事業、堤議員のおっしゃるとおり昨年から補助をしていて、昨年は当然大分市に説明もしています。今年度もまた確認をしていますが、大分市では水害監視カメラにおける設置及び運用に関する要領があり、地元からの要望は聞いているものの、今のところ設置しないと聞いています。

もう一つ、県管理河川の堤防ですが、基本、堤防は県で管轄しているので、例えば上の方に市道がある場合もありますが、今、県の堤防の中で上に市道が通っているものはないと思っているので、基本は県の管理です。

都瑠建築住宅課長 御質疑いただいたのは大きく二つあると思います。まずは住宅耐震から御説明します。

住宅耐震化総合支援事業費について、前年度に診断を受けたものの未改修である住宅の所有者に対しては、市町村の担当者が直接電話で連絡し、今後の意向を聞き取ることで、フォローアップ調査を実施しています。そのフォローアップ調査の中で耐震化の必要性を改めて説明して、改修への啓発を行っています。

また、事業推進に関する市町村へのアンケート調査の結果、費用負担に関する意見が多かったことから、今年度から耐震改修工事の補助上限額を20万円引き上げたところです。

引き続き市町村と協力して、周知、啓発を図りながら、本事業を推進していきたいと考えています。

もう一つが子育て・高齢者世帯の住環境の関係です。

子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業については、全市町村でこの支援事業を行っていますが、市町村によっては実施していないメニューもあります。議員御指摘のとおり、令和4年度の事業実績がゼロの自治体も1市あって、こ

の原因は広報不足と捉えています。

今後はリフォーム実績の多い市町村の広報活動を参考に市町村と連携した一層の周知を行って、子育て世帯の住環境の向上、高齢者の暮らしの安全確保を図っていきたいと考えています。

最後に、全県を対象として他県の状況調査を昨年度実施したところ、現在、一般的なリフォームを行っている県は全くなく、全ての県において、やはり政策目的を持った住宅改修として行っているところです。子育て、高齢者、移住、定住の対象要件に該当するものを対象としている。現在、この対象要件を調査したので、対象要件について県民ニーズの把握、分析を行うとともに、より活用しやすい補助制度になるように研究していきたいと考えています。

堤委員外議員 河川のカメラ設置について、大分市の要領では過去に氾濫があったかどうかなどをもとにするとしている。地域住民からは過去に氾濫があったと言っていますから、ぜひ県としても地域住民の願いをかなえるように頑張ってください。これは要望しておきます。

リフォームの関係ですが、他県が政策目的で、大分県も政策目的でやっているんだと。しかし、一般リフォーム助成制度の中でも結局県産材を使いましたとか、そういうリフォーム制度を作っているところは結構あるわけですよね。それはイコール政策目的といえれば政策目的ですよ。その考え方も、子育て満足度日本一の考えの中で、政策としてこの子育てリフォームをしていますが、実際、家の長寿命化とか僕はいつも一般質問で言いますが、CO2の排出削減とか、さらには県内の中小零細業者、また木材業者、こういう方々の仕事の拡大にもつながるような政策があるわけですよね、一般的なリフォームは。ぜひそれは考えていただきたいと思います。

本当に時期的に今やるべきだと思います。これだけ資材価格が高騰する中で、やはり県内の木材産業などの中小企業の仕事を起こすことにつながるわけですから、ぜひそれは要請したい。要請するから、ぜひ部長から検討するか答えてください。

三村土木建築部長 昨年の決算特別委員会で御

質疑いただき、速やかに47都道府県を調べ、そのリストを作って今持っています。それぞれの県がいろんな政策を持って、今、建築住宅課長が申したとおり、しっかり研究していきたいと思っているので、それぞれ直接、各県の担当にも問い合わせたり、今後したいと思います。ぜひそれは研究したいと思います。

堤委員外議員 それは、どういうことを調査したか分かれば配っていただけると参考にできるので、資料要求をお願いします。

三浦委員長 ただいま堤議員から資料提出の要求がありました。

お諮りします。ただいまの資料を委員会として要求することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、ただいまの資料を要求することに決定しました。執行部はよく調整の上、速やかに提出願います。

ほかに委員外議員で質疑はありませんか。

宮成委員外議員 決算事業別説明書278ページの道路維持修繕費ですが、予算額が約20億円に対して不用額が約424万円で、非常に苦勞して執行されていると思います。いろんな土木事務所がある中で、その中で都合を付けていると思います。そしてまたこの後、手がかからないように生コンクリートを吹き付けたり、改良時にいろんな工夫をしていることも承知しています。

途中、道路保全課長から手が回らないという話もあったが、県職員の手が回らないのではなく、委託業者の手が回らないと。委託を受ける業者がいない、少なくなっていると。その背景には、やはり草が増えているとか、地域のボランティア活動が減っているとか、そういったこともあろうかと思っています。

そうした中で、この先どうしていくのかという話になれば、業者に対してはなるべく受けてもらえるように単価を上げることも一つだと思うし、ただそれではこの先、回っていくかといえば、将来そういった方策ですずっとできることも考えにくいと。

一方で、地域住民としては権利意識の変容と

か高齢化とか、様々な面からボランティアの活動が少なくなっていると思われます。しかし、地域ぐるみで毎年何度か草刈り作業等をして、その後、交流を深める地域があるのも事実です。この先、高齢化が進んで人口が少なくなり、業者の数も減っていく中で、やはり身近な道路を地域住民がある程度守っていくことは非常に重要なことだと思います。

クリーンロード事業ですか、こちらもしっかりこの先進めていく必要があるかと思いますが、今後周知を進めていくとのことですが、保険の加入とか、そういったことも含めて、これまでどのような周知活動をして、この後どのように力を入れていきたいのか。

それからもう1点、地域住民から言わせるといろんな申請とか面倒くさいという声もあります。そういった申請の手続等を簡略化する方法をもし考えられているのであればお答えいただきたいと思います。

亀山道路保全課長 草刈りについて非常に温かい言葉をいただきありがとうございます。さきほどの周知活動については今までもホームページとか、市町村を通じて周知するとか、土木事務所が直接周知するなどの対応をしています。今後もどのような周知をすればより多くの方に参加してもらえるかを考えて、いろんな対策をしていきたいと思います。

それと申請については、電子申請も一つのアイデアと思うし、なるべく皆様に分かりやすい、簡単な申請も考えていきたいと思っています。ありがとうございました。

宮成委員外議員 答弁ありがとうございます。地域の方がそういった活動を継続できるように、申請手続から含めて簡略すること、それを広報することによって、相乗的に機運が高まればいいなと思っています。

石和河川課長 すみません、さきほどの澤田委員からの質疑のリバーフレンド事業の実績ですが、貸出しは県内で30件です。

三浦委員長 ほかに委員外議員で質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 それでは本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別にないので、これで質疑を終了します。

これをもって土木建築部関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員はお残りください。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

三浦委員長 これより内部協議に入ります。

さきほどの土木建築部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見や要望事項等があればお願いします。

猿渡委員 多くの委員から質疑、指摘があった道路の草刈りなどの維持管理、あわせて河川や県営住宅についても大変住民の皆さんの関心が高く、一緒に努力していただいている部分ですので、住民の力を借りながらですが、やはり県としてしっかり充実しなければならないと思うので、新年度の予算編成に向けて要望したいと思います。

それともう一つ、子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業の関係、全都道府県のリストを作って研究しているところだと、今後も研究していくという答弁があったので、その点についてもぜひ実施に向けて、充実に向けてあわせて要望したいと思います。

三浦委員長 ただいま、委員からの御意見御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたいと思います。

詳細については委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 それではそのようにします。

以上で土木建築部関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時休憩します。

午前 11時38分休憩

午後 1時00分再開

後藤副委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより福祉保健部関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔かつ明瞭にお願いします。

それでは、福祉保健部長及び関係課室長の説明を求めます。

工藤福祉保健部長 初めに、令和4年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況について説明します。当部の関係で指摘を受けたのは4件で、うち2件は収入未済、1件は子ども子育て支援の充実について、1件は介護人材の確保についてです。

タブレットの資料番号13番、令和4年度決算特別委員会審査報告書に関する措置状況報告書の5ページを御覧ください。

まず、児童措置費負担金の収入未済についてです。県が児童福祉施設等へ児童を入所措置した場合、措置費の全部又は一部を扶養義務者等の負担能力に応じて児童措置費負担金として徴収しています。

令和4年度末の収入未済額は約7,951万円となっており、前年度に比べ約807万円増加しています。徴収率については、令和4年度は17.2%と前年度に比べ3.3ポイント減少となっています。

原因としては、保護者の収入減少や物価高騰などによる生活困窮、納入意識の乏しさ、行方不明などとなっています。このため、児童相談所では措置開始のタイミングで保護者への納付指導を徹底するなど、新たな滞納の発生防止に努めてきました。また、市福祉事務所等と保護者の家庭状況を共有するなどの連携強化に取り組むとともに、年2回の徴収強化月間では、文書や電話、家庭訪問による催告等を集中的に実施してきました。なお、令和3年度からは保護者の状況が最も容易に把握できる児童相談所が滞納整理を実施するよう業務を見直し、市福祉

事務所との緊密な連携のもとで、措置開始後間もない未納者への働きかけを強化するなど、効果的な納入指導に取り組んでいます。今後とも、こうした取組により収入未済の解消と新たな発生防止に努めます。

続いて、6ページを御覧ください。

母子父子寡婦福祉資金の収入未済についてです。この貸付金は母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るものですが、滞納者の多くは期限内の償還が困難な場合でも年月をかけて完納しており、昭和28年の制度発足以来の償還率は98.6%となっています。

令和4年度の償還状況は、現年度分については90.2%と高い水準を維持していますが、過年度分は11.0%となっており、過年度分の収入未済額の縮減が課題です。

そのため、償還強化月間における長期、大口滞納者を中心とした電話催告や家庭訪問の集中実施のほか、平成25年10月以降の貸付分から実施している違約金の徴収等により、納入指導や償還の意識付けの強化を図っています。これらに加え、平成27年度からは回収が困難となっている債権について民間の専門会社に債権回収を委託しており、令和4年度は約215万円を回収することができました。今後ともこうした取組により、収入未済の解消と新たな発生の防止に努めます。

続いて、15ページを御覧ください。

子ども子育て支援の充実についてです。県ではこれまで、子育て満足度日本一の実現を県政の最重要課題と位置付け、経済的負担の軽減や子育て環境の整備など様々な施策に取り組んできました。

こうした中、おおい子ども・子育て応援県民会議において、多胎児を養育する家庭への支援について意見をいただいたことから、助産師や多胎育児経験者であるピアサポーターによる訪問支援を事業化し、昨年度は延べ7件の支援を実施しました。また、低出生体重児を養育する家庭への支援のため、年齢にとらわれず成長等の記録ができ、先輩パパ、ママからのメッセージも掲載したおおいトリトルベビーハンドブ

ックを作成し、県内の周産期医療センターや市町村の窓口に配布しました。今後とも、県民からの幅広い意見に耳を傾け課題を把握し、様々なニーズに応じたきめ細かな支援に努めます。

続いて、16ページを御覧ください。

介護人材の確保についてです。団塊世代80万人全員が後期高齢者となる2025年を間近に控え、介護人材の確保や離職防止、定着支援などの対策を進めています。

まず新たな人材確保として、大分県福祉人材センターにおいて、介護の職場体験や福祉のしごと就職フェア等を開催し、令和4年度は54人が就職につながりました。令和5年度には、ヘルパー資格の取得助成枠40人を100人に拡充するとともに、外国人材の確保を見据え、介護福祉士修学資金の貸付枠も39人分に増やしました。

次に離職防止対策として、介護業務の負担軽減を図るため、令和7年度までに県内の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設全198施設に介護ロボット等の導入を目指しています。令和5年度は前年比1.5倍の予算を確保するとともに、アドバイザーを増員して施設への導入を後押ししています。加えて、人材育成や処遇改善等に積極的に取り組む事業所を評価するふくふく認証を8法人で認証し、優良事例として発信することで魅力向上につなげていきます。

続いて資料番号11番、大分県長期総合計画の実施状況について、主要な施策の成果（事務事業評価）の当部の主要事業等について説明します。18ページを御覧ください。

一番上のおおいた出会い応援事業です。この事業は、結婚の希望を後押しするため出会いサポートセンターで、市町村、民間団体等と連携した出会いの場づくり等を行ったものです。

事業の成果については、右上の成果指標のとおり、令和4年度末時点の成婚数が156組と、目標の60組を大きく上回ることができました。また、昨年12月からはAIを活用したマッチングシステムを新たに導入し、新規会員数や成婚数の増加を図っており、AI導入後はお見合い件数が3割増となっています。

今年度からは、企業等と連携して気軽に参加できる婚活イベントを開催し、出会いサポートセンターとの2本柱で幅広い出会いの機会創出に取り組みます。また、おとといは佐藤知事の発案で知事公舎を開放した婚活イベントも開催しました。男女各13人が参加して大変盛り上がり、その日のうちに4組のマッチングにつながりました。

次に、34ページを御覧ください。

一番上のみんなで進める健康づくり事業です。この事業は、健康寿命を延伸させるため、健康づくりに関する県民運動を展開するとともに、健康経営事業所の拡大による働く世代の健康づくりの支援に取り組んだものです。

事業の成果については、右上の成果指標のとおり、健康経営事業所は昨年度と比べて85事業所増えて793事業所となりました。また、その下にあるとおり、健康寿命日本一おおいた創造会議の下部組織としてアクション部会を立ち上げ、各自治体の好事例の取組を共有することで、市町村との横展開や応援企業との連携に努めました。引き続き、男女そろって健康寿命日本一を目指した取組を進めます。

次に、41ページをお開きください。

一番下の介護現場革新推進事業です。この事業は、介護従事者の負担を軽減し離職防止を図るため、ICT化やノーリフティングケアの導入等により、働きやすい職場環境の整備を支援したものです。

事業の成果ですが、主な活動指標と達成率にあるとおり、目標を大きく上回る382台の介護ロボットを導入することができ、右上の成果指標に記載のとおり実際に業務負担の軽減を実感されている職員の割合は63.4%となっています。今後も、介護従事者の負担軽減や働きやすい職場環境の整備を支援し、引き続き離職防止や定着促進に取り組みます。

次に、46ページを御覧ください。

一番下のオンライン診療推進事業です。この事業は、地域の実情に応じたオンライン診療を推進するため、在宅医療現場での実装やへき地における実証に取り組んだものです。主な事業

内容の欄にあるように、令和4年度は国東市と竹田市において、受診支援者を付ける診療形態での実証や聴診音伝達システム等のICTデバイスの有用性の確認を行ったほか、適切なオンライン診療の実施に向けた医療従事者へのセミナーの開催、在宅医療現場で受診を支援する訪問看護師用のタブレット導入への助成を行いました。

成果指標ですが、離島やへき地におけるオンライン診療実施医療機関数は13機関となり、へき地や在宅医療現場での活用が進み、受診機会の拡大につながりました。

次に、62ページを御覧ください。

一番上の障がい者就労環境づくり推進事業です。この事業は、障がい者雇用アドバイザーによる企業訪問や仕事の切り出しなど職場への障がい者の定着支援等を行ったものです。

事業の成果ですが、障がい者雇用アドバイザーが年間を通して精力的に企業等を訪問した結果、前年度比25人増となる年間で290人の雇用に結び付きました。今後の方針としては、令和6年4月以降の障がい者の法定雇用率の段階的引上げ等により、対象企業が拡大することを見据え、本年度から企業が集中する大分市所管の雇用支援アドバイザーを1名増の3名体制に強化し、障がい者雇用のさらなる促進を図ります。

次に、150ページを御覧ください。

一番上の新型コロナウイルス感染症療養体制確保事業です。この事業は、感染症患者の入院治療等を速やかに開始するため、あらかじめ受入病床や宿泊療養施設を確保するとともに、医療従事者の負担軽減を支援したものです。

事業の成果ですが、令和4年度の1年間で、入院病床を508床から578床まで増加させるとともに、宿泊療養施設も最大11棟1,370室まで拡大し、第7波から第8波までの感染の波に臨機に対応してきました。なお、コロナ患者の入院に際し病床を確保するために支払う補助金について、昨年度の会計検査院の指摘を受け全国一斉に行われた自主点検の結果、本県でも令和2年度及び3年度分における補助金

の過大交付が判明しました。これまで前例のない臨時的、緊急的な措置であり、国と都道府県又は医療機関との間で取扱いの解釈に相違があったことにより返還を要するケースが生じました。過大交付に至る過程で、医療機関側には故意又は悪意が認められないため、当該補助金の返還を求める医療機関名の公表等は差し控えますが、令和2年度及び3年度分については今後必要な国庫返納を行う予定です。その後は、適正な執行に努めており、今回決算認定をお願いしている令和4年度分については既に是正がなされ、過大交付となったケースはありませんが、引き続き空床確保料の適正支出に努めます。

続いて、令和4年度の包括外部監査の結果について報告します。

まず、行政監査についてです。資料番号16番、令和4年度行政監査・包括外部監査の結果の概要の3ページを御覧ください。

2の監査テーマ及び目的のとおり、昨年度は多様な主体との協働について監査が行われ、福祉保健部では改善事項・検討事項の指摘はありませんでした。

次に、包括外部監査の結果について報告します。5ページを御覧ください。

3の監査テーマ及び監査対象のとおり、昨年度は外郭団体の適切かつ効率的な運営と内部統制について、監査が行われました。福祉保健部関連では、不備事項1件、改善事項7件、勧奨事項17件の計25件の指摘がありましたが、このうち不備事項とされたものについて説明します。

15ページを御覧ください。

左から3列目タイトル欄の一番下、仮受金の残高の妥当性についてですが、公益財団法人大分県地域保健支援センターが令和4年3月末において、一時的に預かっている複十字シール募金に係る財団法人結核予防会大分県支部の残高証明書の金額210万5,421円と貸借対照表の流動負債の仮受金計上額212万3,351円との間に、1万7,930円の差額が生じているとの御指摘をいただきました。当差額は複十字シール募金に係る振込手数料であり、本

来流動負債の仮受金から振込手数料の金額を支出するところ、別の科目である通信運搬費にて支出したため、差額が生じたものです。

本件について、残高証明書と帳簿の照合を適切に行い、仮受金から振込手数料を支出することにより、残高証明書の金額と流動負債の仮受金計上額を一致させるよう改めました。

今回の監査結果を踏まえ、今後、同様の事案が生じることのないよう、適正な事務処理に努めます。

渡邊福祉保健企画課長 福祉保健部一般会計の歳入歳出決算の主な事項について説明します。

資料番号9番、決算附属調書の14ページを御覧ください。まず、歳入決算額の予算に対する増減額についてです。

左端科目欄の中ほど、福祉生活費国庫補助金は34億6,041万6,367円の減となっています。これは、その次の15ページになりますが、増減理由欄の上から七つ目の保育・介護職員等処遇改善交付金について、保育・介護職員等処遇改善事業費の補助金等が見込みを下回ったことなどによるものです。

また、同ページの科目欄、保健環境費国庫補助金は19億6,509万2,981円の減となっています。これは、増減理由欄の下の方にあるとおり、新型コロナウイルス感染症関連の交付金が見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、32ページを御覧ください。

不用額についてです。科目欄の中ほど、福祉生活費の社会福祉費の一番上、社会福祉総務費が17億5,340万5,913円となっています。これは、保育・介護職員等処遇改善交付金について、保育・介護職員等処遇改善事業費の補助金等が見込みを下回ったことなどによるものです。

33ページを御覧ください。

科目欄の一番上、保健環境費の医務費の上から2番目医療対策費が30億3,563万9,167円となっています。これは、新型コロナウイルス感染症療養体制確保事業費の補助金等が見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、41ページを御覧ください。

収入未済額についてです。科目欄の下の方、分担金及び負担金の福祉生活費負担金が7,951万1,735円となっています。これは、児童を児童養護施設等に入所、措置した場合に徴収する負担金について、納入義務者の生活困窮などにより収入未済が生じたものです。

続いて、特別会計について説明します。

83ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計における歳入決算額の予算に対する増減額についてです。国庫負担金が14億4,761万7,081円の増となっています。これは、国からの療養給付費等負担金の交付額が見込みを上回ったこと等によるものです。その下の繰入金の項は、繰入金及び基金繰入金が共に減収となっています。これは、一般会計繰入金及び財政安定化基金繰入金が見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、89ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計と母子父子寡婦福祉資金特別会計における不用額についてです。

まず、国民健康保険事業特別会計ですが、主なものとしては保険給付費等交付金が1億5,700万2,821円となっています。これは、特別交付金が見込みを下回ったことによるものです。

続いて、母子父子寡婦福祉資金特別会計ですが、貸付金の不用額が435万6,473円となっています。これは、母子家庭等への貸付実績が見込みを下回ったことによるものです。

次に、93ページを御覧ください。

科目欄の一番上、母子父子寡婦福祉資金特別会計における収入未済額についてです。諸収入のうち貸付金元利収入が8,822万1,636円となっています。これは、納入義務者である母子家庭等の生活困窮などにより、収入未済となったものです。

決算附属調書の説明については以上です。

次に、歳出決算の主な事業について説明します。資料番号10番、一般会計及び特別会計決算事業別説明書の76ページを御覧ください。まず初めに、福祉保健企画課関係について説明

します。

事業説明欄の一番下、災害時要配慮者支援事業費決算額866万8,915円です。これは、高齢者や障がい者など、災害時における要配慮者の安全や安心を確保するため、ケアマネジャー等福祉専門職向けの研修や自主防災組織等を対象としたセミナーを開催するなど、市町村が進める個別避難計画の作成等を支援したものです。

土師保護・監査指導室長 78ページを御覧ください。保護・監査指導室関係について説明します。

第2目扶助費の事業説明欄、生活保護費決算額13億7,038万1,575円です。これは、生活保護に要した経費のうち、県に実施責任のある町村分に関するものなどです。

三好医療政策課長 82ページを御覧ください。医療政策課関係について説明します。

第2目医療対策費の事業説明欄の上から2番目、医師偏在解消推進事業費は決算額4,982万7,070円です。これは、地域医療を担う医師の確保及び地域や診療科の偏在解消を図るため、地域中核病院や小児科、産婦人科、救急科で専門研修を行う医師に対して研修資金を貸与したほか、臨床研修医の確保に向け、臨床研修病院合同説明会を開催し、医学生と病院とのマッチング等を実施したものです。

山本薬務室長 86ページを御覧ください。薬務室関係について説明します。

第2目薬務費の事業説明欄の一番上、薬務取締費は決算額363万4,294円です。これは、医薬品や毒物劇物等の製造や販売において適正な取扱いを図るため、事業者に対する指導監督等を行った経費です。

阿部健康づくり支援課長 89ページを御覧ください。健康づくり支援課関係について説明します。

事業説明欄の上から5番目、がん対策推進事業費は決算額3,754万8,892円です。これは、がんになっても安心して暮らせる社会を構築するため、県内に6か所あるがん診療連携拠点病院等の機能強化を図ったほか、がん患

者の社会参加を後押しするため、医療用ウィッグ等の購入費用の助成などを行ったものです。

池邊感染症対策課長 93ページを御覧ください。感染症対策課関係について説明します。

事業説明欄の下から2番目、新型コロナウイルス感染症対策事業費は決算額45億5,621万4,806円です。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、患者の早期発見のための検査体制の強化及び患者発生時に迅速に対応できる搬送体制の構築などを行ったものです。

一丸国保医療課長 95ページを御覧ください。国保医療課関係について説明します。

第5目国民健康保険指導費の事業説明欄の一番上、国民健康保険基盤安定化事業費は決算額107億4,877万9,664円です。これは国民健康保険法の規定に基づき、県の定率負担分について一般会計から特別会計への繰り出し等を行ったものです。内訳は国民健康保険税の軽減に係る負担として、保険基盤安定事業費負担金40億9,098万5,992円、未就学児均等割保険税負担金1,099万6,586円、40歳以上の被保険者に対して実施する特定健康診査、保健指導に要する経費に係る負担として特定健康診査・保健指導繰出金1億5,120万4千円、保険給付に対する負担として財政調整繰出金64億9,559万3,086円となっています。

資料番号8番、決算に関する調書の285ページを御覧ください。国民健康保険事業特別会計について説明します。

第4項繰入金の第2目基金繰入金について、決算額は9億9,130万円です。これは、国保事業費に対する国等からの交付金の減額により、納付金の大幅な上昇が見込まれたため、9億円を取り崩し被保険者の保険税負担の軽減を図ったものです。

渡邊高齢者福祉課長 資料番号10番、一般会計及び特別会計決算事業別説明書の101ページを御覧ください。高齢者福祉課関係について説明します。

事業説明欄の一番上、自立支援型サービス推

進事業費は決算額1,094万2,474円です。この事業は、生活機能が低下した高齢者の要介護状態への移行や悪化の防止を目指し、支援が必要な高齢者が機能改善を行う自立支援型サービスに適切につながる仕組みを構築するため、オムロン株式会社との連携協定に基づき、ICTシステムを活用したモデル事業を県内12市町で行ったものです。

今井こども未来課長 105ページを御覧ください。こども未来課関係について説明します。

事業説明欄の一番下、伴走型出産・子育て応援事業費は決算額1億4,331万8千円です。これは、全ての妊産婦や子育て世帯が安心して出産や子育てができる環境を整備するため、妊娠期からの伴走型相談支援の充実、妊産婦や子育て世帯への経済的支援を行う市町村に対して助成したものです。今後とも、面談や継続的な情報発信等を通じて、妊産婦や子育て世帯を必要な支援につなげられるよう取り組みます。

なお、不用額は予算額7億5千万円から決算額を差し引いた6億668万2千円となっています。これは当初、国から市町村への補助金を間接補助と見込んでいましたが、都道府県の事務負担軽減の観点等から、令和5年1月24日に厚生労働省が直接補助に変更したため、予算額と決算額に大きな乖離が生じることとなりました。

隅田こども・家庭支援課長 112ページを御覧ください。こども・家庭支援課関係について説明します。

事業説明欄の上から3番目、ヤングケアラー等支援体制強化事業費は決算額1,142万3,680円です。これは、ヤングケアラーなど支援を必要とする子どもや児童虐待のおそれのある家庭を早期に発見し、適切な支援につなげるため、見守りや相談体制の構築のほか、周知や啓発等に取り組んだものです。

柳井障害福祉課長 120ページを御覧ください。障害福祉課関係について説明します。

事業説明欄の下から4番目、医療的ケア児等支援推進事業費は決算額1,185万6,957円です。これは、医療的ケア児等が地域で適

切な支援を受けられる環境を整えるため、令和4年7月にワンストップで相談できる医療的ケア児支援センターを設置したほか、在宅での災害時等に備えた非常用発電装置等の購入費を補助する市町村に対し助成したものです。

高木障害者社会参加推進室長 119ページを御覧ください。障害者社会参加推進室関係について説明します。

事業説明欄の上から5番目、障がい者芸術推進事業費は決算額4,072万3,847円です。これは、障がい者の芸術文化活動を継続し発展させるため、公益財団法人分県芸術文化スポーツ振興財団内に開設している、おおい障がい者芸術文化支援センターによる福祉事業所等に対する相談支援や企画展の開催など、障がいのある人の芸術文化活動の発表や鑑賞機会の提供等を行う体制整備のほか、東アジア文化都市2022大分県関連行事として大分県立美術館で開催した展覧会などに要した経費です。

後藤副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し私から指名を受けた後、自席で起立の上マイクを使用し簡潔かつ明瞭に答弁願います。

事前通告者は、かなりの人数となっている中、時間は限られています。重ねて、執行部に申し上げます。より簡潔な答弁をお願いします。また、委員の皆様にも申し上げます。質疑についてもできるだけ簡潔にするなど、進行に御協力をお願いします。

事前通告が10名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

太田委員 主要な施策の成果12ページ、おおい子育てはっとクーポン利用促進事業についてです。

国の出産・子育て応援交付金の創設を受けて、令和5年度からクーポンを発行しないとなっているが、この事業の目的は子育て家庭の経済的負担の軽減に加え、子育て支援サービスの周知と利用促進であると思います。クーポンが発行されなくなったことに伴い、子育て家庭が子育て

て支援サービス情報を取得しづらくなったことについて、今後、県としてどのように子育て支援サービスの周知及び利用促進に取り組むのかお尋ねします。

次に、35ページの地域介護予防活動推進事業について、ポストコロナにおける通いの場参加促進に向けて、今後の方針はどのように考えているか。

それから、41ページの介護現場革新推進事業について、介護ロボットの導入台数が目標値を大幅に上回っているが、その進捗状況や成果についてどのように考えているか、以上3点について伺います。

今井こども未来課長 子育て支援サービスの周知と利用促進についてお答えします。

おおいた子育てほっとクーポン利用促進事業は、平成27年度から子育て世帯の経済的負担の軽減に加えて、保育所の一時預かりや病児保育など、子育て支援サービスの周知と利用促進を目的として、市町村と連携して実施してきました。その結果、各支援サービスの利用は年々伸びており、認知度の向上につながっていると考えています。

子育て世帯への新たな経済的支援策として、今年から妊娠、出産届出時にそれぞれ5万円を給付する出産・子育て応援交付金が創設されました。それに伴って、事業目的が重複するクーポンの新規発行は行わないことにしたものです。

これまでクーポンが担ってきた子育て支援サービスの周知と利用促進については、市町村と連携して、この交付金の支給要件である保健師等による3回の面談機会を利用して、必要な支援につないでいきたいと考えています。

また、あわせて約2万人の登録がある県のLINEアカウントや大分県子育て支援ポータルサイト子育てのタネ、県内18市町村全てで導入されており、約1万5千人の登録がある母子手帳アプリ母子モに加えて、フェイスブックやインスタグラムなどあらゆる媒体を活用して、各種サービスの周知に取り組んでいきます。

渡邊高齢者福祉課長 まず、地域介護予防活動推進事業についてお答えします。

コロナ第1波で1割にまで落ち込んだ通いの場の活動状況は、令和4年度末には8割を超えるまで回復しています。一方で、現在でも活動再開に至らない通いの場や活動を再開しても参加者が減少しているという市町村の声もあります。今年度は、通いの場のリーダーを対象にフレイルチェックシートを活用した参加のきっかけづくりや、めじろん元気アップ体操の実技などについて、改めて学んでいただくための研修を実施し、再開に向けた活動を後押ししています。

一方、課題としては、通いの場の参加が少ないと言われている男性や若い世代の取り込みが必要であると考えています。このため、今後の展開としては、通いの場の活動内容多様化と魅力向上を目指した取組として、例えば男性向けの料理教室やeスポーツの活用などによって、新たな層の参加促進が図れるのではないかと検討しています。

次に、介護現場革新推進事業についてお答えします。

深刻な人材不足を背景に、介護現場の負担軽減は喫緊の課題であり、各事業所における介護ロボット導入への機運は高まっているものと考えています。実際に、令和4年度末までで特別養護老人ホームと介護老人保健施設あわせて198施設のうち53施設が導入し、その効果として、見守りセンサーの整備により夜間の定期巡回が不要となった先進事例も出てきています。

令和4年度の介護ロボット導入要望は当初予算を大きく上回ったことから、今年度は1.5倍の予算を確保していますが、申請状況は昨年度同様に予算を大きく上回る状況で、予算全額を執行する見込みとなっています。本申請の状況からすると、県内の特別養護老人ホームと介護老人保健施設の半数以上で導入に向けた取組が進んでいるものと考えています。

令和4年度から配置している介護ロボット導入を支援する介護DXアドバイザーについても、2人体制に増員しており、より幅広く効果的な導入が図れるよう、県として後押ししていきたいと考えています。

太田委員 おおいた子育てほっとクーポンの決算額として8, 100万円程度上がっていますが、発行したクーポンが全額利用された実績の数字であるのか、お尋ねします。

今井こども未来課長 令和4年度までに発行したクーポンについては数年使えるようになっており、今後、数年間かけて使っていただくことになるので、数年間は県の予算として残ります。

太田委員 未使用分のクーポンは、予算としては繰越しになりますか。また、国の制度と両方もらえますか。

今井こども未来課長 国の制度は令和5年度から始まっています。クーポンについては令和4年度までに生まれた方が対象なので、国の制度と両方で対象になることはありません。

ただ、令和4年度までに生まれた方については、債務負担行為を設定して数年で使っていただく形にしているのです。今クーポンを持っている方については、期限が来る前に使っていただくよう周知していきたくと考えています。

澤田委員 私からは、主要な施策の成果29ページ、医療的ケア児等支援推進事業についてお尋ねします。

まず一つ目が、医療的ケア児の受入れに必要な設備を整備するために助成を行っていますが、受入可能施設の現状はどうなっているのか、また在宅で介護する家族の負担軽減のためにどのように取り組んでいるのか聞かせてください。

二つ目に、発達障がい児地域支援体制整備事業についてお尋ねします。発達支援コンシェルジュについて、具体的にどのような相談対応を行っているのか。また、発達支援コンシェルジュの相談件数が増えていると思いますが、どのように取り組んでいるのか。

それから、通告していませんが分かる範囲でお願いします。発達障がい児の様々な問題で、保護者が児童相談所に相談するケースがあると思います。相談した際に、放課後等デイサービスとの連携ができてしているのか、答弁をお願いします。

柳井障害福祉課長 お答えします。まず、医療的ケア児の受入可能施設の現状についてですが、

入所施設が5施設、短期入所事業所が11施設、児童発達支援事業所が14施設、放課後等デイサービス事業所が21施設となっており、そのうち約7割が大分市と別府市に集中しています。両市以外で受入施設が増えるよう、施設職員向けの研修会や施設の開設や定員増等の相談の際に本助成制度を説明し、活用を働きかけています。

次に、在宅で介護する家族の負担軽減についてです。昨年度開設した医療的ケア児支援センターで、家族や支援者からの相談にワンストップで対応しており、これまで99件の相談を受け付け、随時必要なサービス利用等につなげています。また、福祉、保育、教育、労働等の分野で医療的ケア児への適切な支援ができる人材を養成する研修を実施しており、昨年度は63人を養成しました。

しかしながら、保護者からは子どもから全く目が離せず、少しでも介護から解放される時間がほしいとの声を聞くので、引き続き保護者や支援関係者の声をよく聴きながら、今後どのような支援が必要か検討していきます。

次に、発達支援コンシェルジュについてです。具体的な相談対応ですが、まず子どもの発達が気になる保護者からの相談については、子どもの特性に応じた対応方法のアドバイス、子どもに適した療育機関の利用につなげるなどの支援をしています。また、保育所や幼稚園等から他の子どもとうまく関われない子どもに関する相談については、保育所等を訪問して子どもの状況を把握し、支援方法を一緒に検討しています。

相談件数の増加に向けた取組については、本事業を開始した令和3年度が780人、4年度は936人の相談支援を行いました。今年度からは発達支援コンシェルジュを6人から7人に増員し、人口の多い大分市の支援体制を強化しました。また、大分県子育て支援ポータルサイト子育てのタネへの掲載、市町村や教育委員会、スクールソーシャルワーカー等に発達支援コンシェルジュの役割を紹介するリーフレットを配布して周知を図っています。

追加で質疑があった児童相談所と放課後等デ

イサービス事業所との連携については、後ほどお答えします。

澤田委員 児童相談所と放課後等デイサービス事業所との連携について、また分かったら教えていただければと思います。

いずれにしても、令和2年に医療的ケア児の保護者を対象に全国調査をしていると思います。その中で、家事を依頼できる方が50.4%、できない方が49.6%ということで、半数以上が家事等を依頼できずに1人で医療的ケア児を抱えている大変な状況が分かりました。来年度予算に向けて、こういった方の負担軽減にぜひ取り組んでいただきたいと思うので、よろしくをお願いします。

柳井障害福祉課長 児童相談所と放課後等デイサービス事業所との連携についてですが、児童相談所における相談の中で、放課後等デイサービス事業所の利用であるとか、うまくなじめないなどの相談については、放課後等デイサービス事業所につないで一緒になって検討しているようです。

木村委員 まず、決算事業別説明書77ページ、保育・介護職員等処遇改善事業費についてお尋ねします。

医療、福祉の分野は今後ますます人材確保が重要になってくると思います。さきほど部長から介護人材の確保施策について説明がありましたが、賃金水準の底上げが大変重要と思っています。この事業による改善効果を職種別にお示してください。

次に、予算に対して不用額が50%を超えているようです。さきほど福祉保健企画課長から見込みを下回ったと説明がありましたが、なぜ見込みを下回ったのかお尋ねします。また、このことが賃金水準に悪影響を及ぼしていないかもあわせてお尋ねします。

次に、決算に関する調書285ページ、国民健康保険事業特別会計の財政安定化基金の繰入れについて国保医療課長から説明がありましたが、この効果額はいくらかをお尋ねします。

渡邊福祉保健企画課長 まず、保育・介護職員等処遇改善事業費についてお答えします。

改善効果ですが、統計調査を基に事業実施前の令和3年度と令和4年度を職種別の月額相当で比較をします。統計によりがたいものについては一部推計になりますが、この比較によるといずれも上昇しており、その幅は病院の看護職員が1万3千円程度、介護施設の職員が1万7千円程度、児童養護施設の職員が1万1千円程度、保育施設の職員が1万2千円程度、障がい者施設の職員が1万円程度となっています。

本事業をきっかけに各施設でも処遇改善を行うこともあって、予算上想定していた額として、保育士や介護士で月額9千円程度、看護職員で月額4千円程度ですが、この引上げ額を上回る平均賃金の上昇につながりました。

次に、不用額についてです。不用額が多くなった原因は、当初は県を経由する補助スキームで事業化をしていましたが、国から市町村へ直接補助になったことによって全額不用となりました。具体的に申し上げますと、令和3年11月に閣議決定されたことに基づいて、令和3年12月補正予算で計上しましたが、国から詳細なスキームが明らかでない段階で予算措置をして、その後にスキームの変更があったため不用額が生じたものです。

続いて、不用額に伴う悪影響についてですが、各職種において平均賃金の上昇が確認できているので、本事業が処遇改善につながっていると考えており、不用額の発生が悪影響を及ぼしているとは考えていません。

一丸国保医療課長 国民健康保険の財政安定化基金の繰入れによる効果額についてお答えします。

先日の第3回定例会でも議論がありましたが、国民健康保険財政安定化基金は国民健康保険法に基づいて、県や市町村の特別会計における財源不足の補填と市町村から県への納付金の一時的な上昇抑制の二つを目的として取り崩すことができるものです。

昨年度、国民健康保険事業費に対する国等からの交付金の減額により納付金の大幅な上昇が見込まれたため、9億円を取り崩して被保険者の保険税負担の軽減を図りました。その効果額

については、保険税の伸びの抑制額として被保険者一人当たり4,330円となっています。

木付委員 処遇改善については効果が現れているとのことですが、引き続きやっていかなければいけないと思っています。そこで、今後どのように取り組んでいくのかをお示してください。

基金については、9億円の繰入れがあったとのことですが、今後の基金の安定的な運用は大丈夫ですか、その辺もお尋ねします。

渡邊福祉保健企画課長 今後の処遇改善の取組ですが、本事業の実施以降は基本的に賃金改善分が公的価格の中に反映されています。しかしながら、全職種と比較して高いと言い切れない部分もあるので、人材確保のためにも引き続き国等へ賃金改善分のアップを要望していきたいと考えています。

一丸国保医療課長 繰り入れた基金については、財政調整事業分と言って、毎年の決算剰余金を積み立てたものとなっています。現在60億円積み上がっていますが、決算剰余金が出ない年もあり、これが恒久的に安定して使われることはないので、国民健康保険の安定的な財政運営については国に要望しています。

守永委員 二つお尋ねします。

一つは決算事業別説明書の93ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費についてです。新型コロナウイルス感染症については、大分県では令和2年3月3日に初めて確認され、発生初期に大規模なクラスターも発生したことで、早期の検査体制構築の必要性を強く感じました。次の新興感染症の発生に備えるために、今年度、感染症予防計画の改定作業を行っているとのことですが、特に検査体制の確保はどのように行うことを考えているのか伺います。また、令和4年度決算ではこの事業に45億円を超える事業費を投じていますが、この年度はほとんどが国庫の裏付けがあったと思います。この裏付けの状況について説明ください。

次に、決算事業別説明書の94ページ、感染拡大傾向時検査体制確保事業費についてです。新型コロナウイルスの無料検査事業について、今年の8月末時点までに全国11都府県で事業

者の申請内容に虚偽があったことが確認され、当該都府県が補助金の返還命令等を受けています。新聞報道によると、その時点で不正の有無を確認できていないと答えた道県があったのですが、さきほど部長の説明の中でも触れたかと思いますが、大分県において同様の事態がなかったのか、改めて答弁いただきたいと思います。**池邊感染症対策課長** まず、一つ目の新興感染症に備えた検査体制についてです。現在、感染症予防計画の改定作業を行っていますが、県だけでなく関係機関である大分大学等と連携して、感染者が増大した場合の検査体制の構築を議論しています。大分大学からも協力的な発言があるので、しっかり体制を整えていきたいと思っています。また、数値目標の設定も検討しています。

また、流行初期は特に行政検査が中心になるので、大分県衛生環境研究センターがその中心的な役割を担うと思っています。科学的かつ技術的な中核施設として体制強化は必要であり、そのために必要な機器整備に今取り組んでいますが、センターの所管は生活環境部になるので、生活環境部ともしっかりと協力して検査能力を確保していきたいと考えています。

それから、令和3年度の事業費の内訳ですが、45億円のうち39億円超えが国庫支出金となっています。このうち包括支援交付金など、コロナ禍において国の補正予算で特例的に創設された交付金が約29億円、残り10億円はそもそもその感染症法に基づいて交付される感染症予防事業費等国庫支出金を充当しています。

次に無料検査事業に関しては、大分県では50事業者が実施しており、それに対して補助金を交付しています。毎週、事業者が検査の実績を上げてきており、その実績の件数と補助金申請時の申請件数を照合するなど、厳正な審査や確認をしており、虚偽の申請等の事例は見られていません。

工藤福祉保健部長 私から1点補足です。今、感染症対策課長が説明したのは無料検査事業に対する補助金であり、これについてチェックした結果、50事業者とも過大交付はありません。

さきほど私が説明したのは、コロナ患者の入院に際し医療機関が空床を確保するために支払う補助金について、令和2年度と令和3年度の2か年度にわたって過大請求や過大交付があったということで、事業が別になるのでよろしくお願いします。

守永委員 新規流行時にどう対応していくかという体制整備については、令和3年度と令和4年度の経験を踏まえた上で、現場で状況を見ながら対処することになると思います。コロナ禍での経験を踏まえ、科学的に整理していく作業を丁寧にやっていただきたいと思います。また、そのときにどうしても必要な研修や人員も出てくるだろうと思うので、県立病院も定数を増やす等の対応をされていますが、通常時及び緊急時の人員配置やどういう手順で行うかも含めて、関係する所属とも議論をしながら、取り組んでいただければと思います。よろしくお願いします。

穴見委員 大きく3項目あります。

まず主要な施策の成果49ページ、看護職員確保総合対策事業についてです。県内で多少の差はあるものの、看護師不足は全県で大きな課題と考えています。そこで、まず令和4年度の看護師等修学資金貸付金の実績を教えてください。それから、県内の看護師確保に向けた取組の課題や今後の対応をどのように考えているか聞かせてください。

続いて、決算事業別説明書78ページの生活保護費ですが、令和2年度以降長く続いたコロナ禍の影響で、生活保護受給者等が増えた話を耳にします。そこで、前年度と比較してどのような動向であるか聞かせてください。

最後に決算事業別説明書86ページ、薬務取締費についてです。令和3年8月より認定薬局制度がスタートしましたが、今後この制度の推進を図り、県内の地域連携薬局を増やしていくことが県民の健康増進につながっていくと考えています。そこで、認定薬局制度の推進に係る予算の執行状況はどのようになっているでしょうか。それから、地域連携薬局を増やしていくことで、地域包括ケアシステムへの薬剤師の参

画を広げていくことが期待できますが、今後どのように認定を推進していくのか聞かせてください。よろしくお願いします。

三好医療政策課長 看護師等修学資金貸付金の実績についてお答えします。

貸付金の総額は3,032万4千円で、貸与人数は75人となっています。貸与人数の内訳は、県内の看護師養成所の学生が50人、県外の看護師養成所の学生が14人、准看護師養成所の学生が11人となっています。

次に、県内の看護師確保に向けた取組の課題と今後の対応についてです。県内の医療機関等に就業している看護職員は、令和4年末時点で2万1,650人で、令和2年と比べて324人増加しています。看護職員は増加傾向にありますが、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年までに、さらに約600人の確保が必要となるため、看護学生の確保や看護職員の離職防止、再就職支援が課題となっています。

このため、県では看護学生の確保のために看護師等修学資金を貸与し、県内での就職を促進しています。離職防止に向けては、新人看護職員の指導者研修を行うなど、サポート体制を整備しています。再就職支援では、ナースセンターを通じた復職希望者への相談のほか、支援の充実についても検討しています。また、大分県働きたい医療機関認証制度～大分ホスピレート～などを通じて、職場環境の改善等も図りながら、看護職員の確保対策を推進していきます。

土師保護・監査指導室長 生活保護費の前年度と比べての推移、動向についてお答えします。

決算額については、令和3年度の15億3,100万9,018円に対し、令和4年度は13億7,038万1,575円と約1億6千万円の減となっています。内訳は、扶助費が約9,100万円の減、生活保護費県費負担金が約8,200万円の減、国庫返納金が約1,200万円の増です。

扶助費及び県費負担金が減となった要因は、生活保護世帯の6割以上を占めている高齢者世帯の死亡廃止が多かったことなどによるものです。なお、月平均で扶助費対象人員が30人、

県費負担金対象者が38人減少しています。国庫返納金は令和3年度の精算金であり、令和3年度の保護人員数が見込みを下回ったことによる増です。

また、県に実施責任の郡部の生活保護人員の推移については、平成23年度の740人をピークに近年は減少傾向にあり、令和4年度は528人にまで減少しています。生活保護人員の減少に伴い、扶助費も平成23年度の約11億9千万円から令和4年度は約8億6千万円に減少しました。

山本薬務室長 まず、認定薬局について予算の執行状況を説明します。

令和3年8月から認定制度が始まったことに伴い、地域連携薬局の認定調査と監視指導に要する経費、また薬剤師の確保に係る経費として62万5千円を執行しています。薬局が地域に貢献、活躍していくために必要となる薬剤師の確保については、県出身の薬学部生に対し県内就職を促すパンフレットを配布するとともに、県出身の薬学部生が比較的多い福岡市で薬剤師確保のためのイベントを実施しました。

次に、今後の認定の推進についてです。地域連携薬局は、医療機関や介護施設など多職種との連携を図りながら、地域包括ケアシステムの一翼を担うことが求められており、令和3年8月から現時点までで県内31の薬局を認定しています。今後は、大分県薬剤師会と協力して薬と健康の習慣などイベントでの広報や地域包括支援センターなどへの情報提供を行うことで、認定薬局の利用により高度なサービスが受けられることを広く県民に周知するとともに、薬剤師の確保もあわせて推進していきます。

穴見委員 ありがとうございます。1点目の看護師の確保、そして最後の薬剤師の確保、どちらも喫緊かつ重要な課題であると認識しているので、引き続き積極的な取組をよろしくお願いいたします。

工藤福祉保健部長 今の質疑は、数字を羅列しながらの答弁とならざるを得ないので、ゆっくり読んだつもりですが、数字のメモ書き等が追いつかないこともあると思います。開会中、閉

会中問わず、福祉保健部に言っていただければ対応するので、いつでも要望いただければと思います。よろしくお願いいたします。

吉村委員 決算事業別説明書の111ページ、児童虐待防止対策事業費についてです。

令和4年度の児童相談所における児童虐待相談件数が速報値で過去最多となっており、大分県でも令和3年度よりも7%増えて1,786件という数字が示されています。そのような状況の中で、今年1月に私の地元である中津市において、小学校1年生の女子児童が母親から殺される悲しい出来事が起こったわけです。母親は、警察や児童相談所等にも相談をしていたようですが、結果的に子どもを助けてあげられなかったことが残念でなりません。

虐待を早期に発見して早期に対応し、子どもを虐待から守ることはもちろんですが、虐待を要因として保護者が孤立していないか注意を払うことも必要だと思います。児童相談所をはじめとした関係機関の連携が必要になると思いますが、児童虐待の相談対応件数増加の要因についてどのように捉えて分析しているか。それから、虐待防止のための対策について県としてどう考えているかお聞きします。

次に決算事業別説明書112ページ、子どもの居場所づくり推進事業費についてです。朝食支援についてですが、朝食を食べない、食べられない子どもがいます。いろんな理由があると思いますが、朝食支援の実績、成果と課題、それから今年度の実施見込み及び今後の展開について伺います。

隅田こども・家庭支援課長 初めに、児童虐待防止についてお答えします。

児童虐待対応件数の増加の要因についてですが、児童虐待そのものが増えていることに加えて、社会的関心や関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えています。特にDV事案など、警察が関与した家庭に子どもがいた場合に、心理的虐待として警察から児童相談所に通告されるケースが増えていることが主な要因と考えています。

次に、虐待防止のための対策についてですが、

増加する児童虐待にしっかり対応するため、今年度、児童福祉司を10人増の69人、児童心理司を3人増の28人とするなど、計画的に増員を図っています。人材育成についても、新任職員の家庭訪問や面接時には経験豊富な職員が同席するなど、職員に必要な知識や専門スキルの習得に努めています。また、関係機関との連携も重要です。令和3年度には佐伯市と日田市に児童家庭支援センターを開設して、県内5か所体制に強化した上で、一時保護の解除などで家庭に引き取られた子どもの見守りなどを児童家庭支援センターに委託する事業の予算額を今年度は倍増していて、さらなる連携強化を図っています。引き続き、市町村要保護児童対策地域協議会や児童家庭支援センター、警察などの関係機関と連携しながら、虐待の早期発見、早期対応に万全を期していきたいと考えています。

続いて、子どもの朝食支援についてです。朝食支援については、食材をグリーンコープから無償提供いただいて、配送や配膳に関しては初年度に限り県が委託をして、希望する学校等をモデルとして、地元の子ども食堂などに主体的に取り組んでいただいています。令和3年度に4市6校で取組を開始して、令和4年度には中津市をはじめ4市11校で実施し、今年度も9月末現在で佐伯市、宇佐市、豊後大野市の計4校で取り組んでいます。

利用した子どもからは、これで勉強にも頑張れるといった声があり、学校の先生からも児童が集中して授業に参加できるようになったとか、やる気が出てきた、挨拶ができるようになったなどの声をいただくなど、一定の成果が見られています。またグリーンコープからは、継続を希望する学校等に対して食材を無償提供していくとの話をいただいています。一方で、朝食支援を受け入れる学校をはじめ、市町村をはじめとした関係団体の理解や協力が必要です。そのため、県の財政支援が終了した後も、希望する学校等で継続的に実施ができるよう、引き続き市町村と対応を協議していきたいと考えています。

吉村委員 ありがとうございます。児童虐待

に関して、児童相談所等の職員を増員したり、県内各地に児童家庭支援センターを設置していることについては大変いい取組だと思いますが、一方で、児童虐待の増加要因として児童相談所の人事異動の問題もあると思うんですね。この辺にも配慮をお願いしたいと思います。

ところで、私の地元校区において自治委員や民生委員、学校関係者など様々なボランティア団体が一緒に考える、地域福祉を目的としたネットワークの会があります。その中で、地域に孤立している母親がいるので、困ったらおいでよというメッセージを載せたチラシを全校区内に配布しようという意見がありました。いろんな関係機関がありますが、地域の力が子どもやその保護者を見守っていく点ではとても大事であると思います。地域の力についてはいかがお考えでしょうか。

工藤福祉保健部長 さきほど委員から紹介いただいた中津市の児童虐待事案については、私もすぐ近くに偶然いたので本当にびっくりして衝撃を受けました。

また近々、民間の有識者から対処方法の検討結果が出されるので紹介したいと思います。その検証結果を待つことなく、現時点で児童相談所でできる人員の増や職員のスキルアップなどを一生懸命やっています。やはり県としては、県内二つの児童相談所と五つの児童家庭支援センターで何とか完全解決に向けてという思いがあります。ただ、広い地域の中で、さきほどの中津市の事案もなかなか目が届きづらかった事案なので、地域の中でしっかり見守っていくという地域のアプローチする力も歓迎したいと思います。

児童相談所にもそういった地域があることをぜひ伝えていただいて、児童相談所ができること、余りプライバシーに関わることをせずに地域としてできることなど連携がしっかりできれば、今後虐待を未然に防げるのではないかと思います。児童相談所だけでやる覚悟はありますが、やはり地域との連携を児童相談所でも気にかけていきたいと思っています。

吉村委員 ありがとうございます。いろんな

ところと連携しながら、未来のある子どもたちを育てていただければと思います。こういう悲しい出来事が二度と起こらないようにと思います。あわせて、朝食支援についてですが、意義の周知だとかそのやり方——募集をかけた、運営していくことについてもまだまだ課題があると思うので、また検討いただきたいのと、朝食支援に対してそこまでしなきゃならないのかという声もあります。

さきほど言ったように、その辺の意義の周知もあるし、根本的な問題として親の経済的な問題にもぜひ御尽力いただければと思います。よろしくをお願いします。

猿渡委員 3点について通告しています。

まず主要な施策の成果19ページ、子ども医療費助成事業についてです。本県の子ども医療費助成制度は長く改定されていないと思います。もう十七、八年ぐらいになるかと思いますが、いつ改定されたのか答弁ください。この制度によって、子どもの保健の向上や経済的負担の軽減が図られ、子どもを安心して産み育てられる環境づくりが促進されるもので、住んでいる自治体によって差が出ないように国に要望していると思います。正にそのとおりだと思いますが、そういう立場に立つならば、やはり県下で自治体によって差が出ないように、まず県が充実すべきと考えます。

今、大分県の制度は入院が中学生まで、通院が未就学児までが一部自己負担有りですね。県下の市町村では、高校生までの助成制度が既に半分の9市町村に広がっているし、残りの9市町村も全て県の制度に上乘せして、中学生まで入院、通院とも助成しています。県の制度とかなり差が出ているので、改善や充実が必要だと考えますが、来年度に向けていかがでしょうか。

2点目が、主要な施策の成果13ページ、放課後児童対策充実事業についてです。放課後児童クラブの受け皿拡大や処遇改善による放課後児童支援員等の確保に努めるとありますが、これまでも社会保険労務士を派遣して取り組んできたわけですが、その効果はどうか、処遇改善はどのように図られてきたのか答弁ください

い。それから、ほとんどがパートでの雇用だったと思いますが、今どのような状況であるかお願いします。

3点目が、決算事業別説明書77ページ、保育・介護職員等処遇改善事業費についてです。今、補助金による支援をしていると思いますが、まず、この内容について説明ください。現場からは恒久的な予算措置によって、安心して人件費アップを進めることが必要だという声があります。人材不足解消のためにも、本格的な人件費アップが必要だと考えますが、恒久的な予算措置による、さらなる人件費アップについて国に求めていただきたい。

介護についても、障がい者の分野では今度報酬が改定されますが、介護保険料の値上げなどではなく国の負担を増やすことが大事だと考えています。また、保育士の配置基準の改善も求められています。これまでも行っていると思いますが、引き続き国に要望していただきたいと考えますが、どうでしょうか。

今井こども未来課長 3点についてお答えします。

まず、子ども医療費の関係です。子ども医療費助成制度の内容ですが、本県では昭和48年に乳幼児医療費助成制度として開始以来、制度の拡充を行ってきており、平成30年10月からは未就学児の入院、通院の医療費助成を行ってきました。さらに、子育て満足度日本一の実現を目指す取組の中で、本制度を経済的支援策の重要な柱の一つと位置付けて、平成22年10月からは経済的負担が大きい入院医療費について、対象を中学生まで拡大しています。

それから、制度の助成内容を改善してはどうかという点ですが、本制度については、医療体制を含めて安定的持続的な運用が求められています。さきほど委員からも説明がありましたが、本県では市町村の協力も得て、全ての市町村で中学生までの入院及び通院の医療費助成制度が導入されています。加えて、9市町村ではその対象を高校生まで拡充しています。第3回定例会において、木付議員の質問に対して知事が答弁したように、高校生については市町村を越え

て通学する生徒もいるので、居住地域によって格差が生じないことが望ましいと考えています。しかし、財政の健全性にも一定の配慮をする必要があるとも考えていて、今後予定されている児童手当の拡充など、新たな地方負担も想定されているので、その動向にもきちんと注意していかねばならないと考えています。また、子ども医療費以外にも保育料や給食費の助成、就学金の支援など子育て世帯から様々なニーズをいただいています。市町村との役割分担や財政状況を勘案しながら、どのような支援が必要か、引き続き検討していきます。

2点目の放課後児童クラブの件についてです。

社会保険労務士派遣の効果についてですが、県内の放課後児童クラブ運営主体の約7割が運営委員会や保護者会等の任意団体によるもので、労働契約に関して事務手続の漏れや不備があるケースもあります。そこで、希望する放課後児童クラブに社会保険労務士を派遣して、労働時間や有給制度、社会保険への加入等、労働契約に関する助言や適正な勤務シフト、クラブの法人化など、運営に関する助言等も行っています。専門家派遣を利用したクラブからは、法人経営に移行したことで曖昧な雇用契約が明確になったとか、時間外業務の処遇も改善されたなどの声もいただいております、一定の成果があったものと考えています。

それから、処遇改善がどのように図られてきたかというお尋ねですが、県では平成29年度から支援員の経験年数や研修の受講歴など、一定の条件による加算制度を設けて処遇改善に取り組んでいます。さらに、令和4年2月からは運用制度に基づいて、支援員の賃金のおおむね3%程度を引き上げる対策を講じていて、賃上げ分は運営費に加算して支給しています。先般、国が示したこども未来戦略方針において、常勤職員の配置義務の改善が盛り込まれ、今後、支援の充実が期待されますが、賃金の引上げについては示されていないので、引き続き国に対して要望していきます。

3点目の保育士、介護士等の処遇改善についてのお尋ねです。本事業は補助率10分の10

の国の補助金を活用して、令和4年2月から9月までの間、保育や介護現場で働く方の収入を3%引き上げるため、施設運営費の公定価格改定までの臨時的措置として予算化したものです。令和4年10月以降は、公定価格の見直しにより本事業で対象としていた賃上げ見合いの加算が反映されています。これまでも保育や介護現場で働く方の公定価格の改定を含む処遇改善について、知事会や要望提言活動で要望しているので、引き続き国に対して要望していきます。

それから、保育士の配置基準の改善についてです。国は、1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児については30対1から25対1へ、75年ぶりに保育士の配置基準を改善する方針を示しています。これは、これまで国への要望活動の成果であると考えていて、今後も保育士の負担軽減につながる配置基準の改善を国に要望していきます。

猿渡委員 放課後児童クラブの問題については、主任などの責任ある立場の人もほとんどパート的な状況だったわけですが、少しずつ月給制の人も増えているかなと思います。やはり責任ある立場の方については、しっかりとした雇用条件や処遇改善が必要だと考えています。

保育士の配置基準については、今の国の動きは全く不十分だと思います。根本的に改善していかないといろんな安全が守れないし、質のいい保育ができないと考えているので、これまで以上に国に働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

今井こども未来課長 放課後児童クラブの件については、今年の夏休みに運営協議会の方と一緒にクラブを回って、支援員といろいろ話しました。その中で、やはり運営主体が任意団体のため、例えば会長が代わると待遇が変わるといった実態もあります。それから、働き方としてパートなど扶養の範囲内で働きたいと希望される方が一定程度いて、そういった方はなかなか時間を増やすことはできないと聞いています。そういった実態をきちっと要望提言活動をする際に、国に伝えていきたいと考えています。

保育士に関しても、いろんな協議会等と話す

機会があるので、現場の声をしっかり届けていきたいと考えています。

福崎委員 私からは四つの事業について伺います。

決算事業別説明書106ページ、大分にこにこ保育支援事業費について伺います。保育を必要とする世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3歳未満児の保育料を全額助成する市町村に対して助成する事業です。負担割合は県が2分の1、市町村が2分の1になっていますが、なぜか中核市のみが県4分の1、市4分の3となっています。なぜ中核市のみ負担割合が違うのか。全額国庫支出金で賄われているので、どの市町村であれ同じ負担割合にするのが望ましいと思いますが、なぜ違うのか答弁ください。それから、中核市のみ負担割合が違うとするなら、他の市町村と同じ負担割合に見直す考えがないのか伺いたいと思います。

次に、決算事業別説明書122ページ、障がい児発達支援早期利用促進事業費についても、中核市のみ県の負担割合が4分の1となっていますが、これについても同じように聞きたいと思います。

それから、主要な施策の成果14ページ、保育環境向上支援事業について伺います。新規保育士の確保に努めたとありますが、何人の新規保育士が確保できたのか教えていただきたいと思います。働き方改革支援で研修を6回開催し14施設が参加されていますが、この研修の結果、働く環境がどのように変わったのか内容が分かれば教えていただきたいと思います。また、アンケートによる保育士不足数が402人と前年度より17人増加していますが、この結果をどのように捉えているのか。また、保育士不足解消に向けて今後どのような取組を考えているのか、県の見解を伺います。

続いて、決算事業別説明書83ページ、オンライン診療推進事業費について伺います。オンライン診療を推進するため、身近な医療機関がないへき地での実証実験を実施したとありますが、実証実験の内容と検証結果、オンライン診療の受診者数を教えていただきたいと思います。

また、今回の実証実験の結果を踏まえ、有効な手段として判断されたのか、県の見解を伺います。

今井こども未来課長 大分にこにこ保育支援事業費の大分市の負担割合についてお答えします。

本事業は平成16年から開始していますが、事業を開始するにあたり、保育所の設置許可の権限を持つ中核市の大分市と県との役割分担を明確にするため、大分市は県の補助を受けずに独自に実施するという合意の下、大分市以外の17市町村に対し、2分の1の補助を行ってきました。

その後、令和元年度に始まった国の幼児教育、保育の無償化に合わせ、本事業も第2子の保育料をそれまでの半額免除から全額免除に拡充しましたが、その際、大分市が県と同様の制度にするためには、負担が非常に大きいこともあり、改めて大分市と協議を重ねた結果、県から新たに補助することとして、補助率は中核市であることを考慮して4分の1とすることで合意したものです。こうした経緯もあって、今後もこれまでどおりの補助率で実施したいと考えています。

それから、財源の件についてお尋ねがありましたが、本事業は県単独事業として全額一般財源で実施してきました。令和4年度は国に確認の上で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用可能だったこともあり、財政局と協議して充当しているものです。なお、令和6年度以降はこの交付金が交付される見込みが立たないため、これまでどおり一般財源で実施することを検討しています。

柳井障害福祉課長 次に、障がい児発達支援早期利用促進事業についてですが、さきほどの大分にこにこ保育支援事業の受益者と児童発達支援事業所に通う障がい児の均衡を考慮して、令和3年度に導入した経緯があります。

大分市との協議の中で補助率は中核市であることを考慮し、4分の1とすることで合意しています。そのため、これまでどおりの補助率で事業を継続したいと考えています。

今井こども未来課長 保育士の確保についてお

答えます。

令和4年度に開始した保育士試験の受験対策講座の効果もあり、昨年度の保育士試験は461人の受験に対し合格者が142人と、合格率は19%から31%に大幅に上昇しています。この試験の合格者と養成校の新卒者などを合わせた令和4年度の保育士の登録者数は495人となっています。

それから、働き方改革の支援についてです。県では、保育士の働き方改革に向けた研修を実施していますが、研修では園の運営や経営の可視化、働き方改革を推進する目的や目標、アクションプランを定めて明確化することに加え、先行して働き方改革に取り組むモデル園について、実地体験を通じた優良事例の横展開を進めることにしています。

具体的な事例としては、例えば保育ICTの導入で、保護者の連絡システムと登園の管理システムにこれを入れると、早朝に保護者からの電話対応がなくなって楽になると聞いています。それから、子どもから離れて休息する時間を取るノンコンタクトタイムについてですが、例えば、定期的に火曜日の午後は子どもに触れずに書類の整理をする時間を設けるようにして、負担の軽減につなげている保育園もあります。さらに書類の簡素化とか、パジャマを廃止して着替え回数をこれまでの2回から1回にする取組をしている園もあるようです。これらの取組をしている園では、保育士の離職率が非常に低く定着することもあって、保育士不足を感じていない園も多いと聞いているので、今後も働き方改革を県としても推進していきたいと考えています。

それから、保育士不足をどのように捉えているかについてです。保育士の登録者数は、ここ数年500人前後で推移しています。保育現場で実際に働く方は6千人前後で、少しずつですが増加しています。一方、共働き世帯の増加に伴い保育ニーズが高まっているので、保育所等の定員を増やしていることもあるし、きめ細やかな対応が必要なちょっと気になる子が増えていることもあって、そういう子どもに対応する

職員を増員して負担を軽減したい園も増えているので、それが保育士不足を感じている園が増えている理由ではないかと捉えています。加えて、国のこども未来戦略方針に上げられていますが、こども誰でも通園制度の開始や保育士の配置基準の改善も予定されており、さらに保育士不足になるおそれがあります。

今後も市町村と連携しながら、保育士の確保対策、離職防止対策、働き方改革の推進に取り組むとともに、国に対してもしっかりと要望していきます。

三好医療政策課長 オンライン診療の実証実験についてお答えします。

実証実験を行った竹田市宮砥地区では、公民館で行う巡回診療の場を活用し、公民館の患者とかかりつけ医をつなぐオンライン診療を実施したほか、病院にいる専門医を交えた実証も試みました。また国東市国見町では、聴診音伝達システム等のICT機器の有効性を確認する実証も行いました。

実証実験に参加いただいた医師からは、慢性疾患の患者には有効との声がありました。また、実際に受診した患者8人からは、医師の顔が見えて安心して受診できた、通院の負担がなく助かるなどの感想をいただきました。課題としては、医師からは患者のそばに医師の意図を理解し受診を支援する者が必要である、患者からは機器操作が不安等の意見をいただいています。

オンライン診療については、在宅療養者の通院負担の軽減、へき地における受診機会の確保等に有効な手段であり、限られた医療資源を有効に活用するためには、今後必要な診療形態と認識しています。また、これまでの実証結果を踏まえると、受診を支援できる看護師等がいる状況での診療が医師、患者双方にとって効果的なものになると考えています。

福崎委員 大分にこにこ保育支援事業費については、大分市から負担割合を2分の1にしてほしいという要望が毎年のように出されているので、一度よく話し合っていたいただきたいと思います。中核市と付ければ、全て中核市がやるべきことのように言われるケースがありますが、も

ともとの経過を考えると、財政的な予算措置がされないまま権限だけ中核市に与えられたものと私は思っています。したがって、県全体でやる事業については先行的にやろうが県全体でやると決まったなら、同じように平等に扱っていただきたいと個人的には思います。

それから、保育士の環境については改善されていると思いますが、職場の働き方については、ブラックなところも多くあると聞きます。保育士本人からも聞くし、その家族から本人が持ち帰って仕事をしている、休みもなく土日も働いているなど、子どもが好きで仕事をしているのに、つらい感じを受けているところもあるようです。その辺はしっかり市町村と連携して、先行した優良事例については広く展開していただき、より保育士の職場環境の改善に努めていただきたいと思うので、よろしくをお願いします。

佐藤委員 決算事業別説明書123ページ、こころの緊急支援活動推進事業費についてお尋ねします。

メンタルヘルスの問題ですが、全ての職場においてとても重要視されています。特に学校現場においては、児童生徒はもちろん職員も含めて、事件や事故の対応の一つとして細心の配慮が必要と思っています。

そのための特別な事業として、支援員の育成から現場の派遣まで取り組んでいることは大変重要であると認識しています。この事業において、支援員育成の取組として具体的にどのような研修を受けているか。それから、実際に派遣されるチームのメンバー、事業の概要や実績についての説明をお願いします。

柳井障害福祉課長 こころの緊急支援チームは精神科医師、公認心理師、保健師、看護師、精神保健福祉士などの専門職から構成される官民一体のチームです。

子どもが巻き込まれる事件等が発生した学校に出動し、個別面接による児童生徒の状況把握やこころのケア、教職員に対する保護者への助言等を行っています。派遣員の要請は、学校長又は教育委員会が、こころとからだの相談支援センターに行い、学校の種別や衝撃の程度を踏

まえてチーム編成をし、派遣しています。現在の隊員数は147人です。

毎年度研修会を開催し、隊員養成と対応力の向上を図っています。チームの行動の概論とか警察との連携、危機管理対応、いろんな過去の出動事例などの共有といった内容で研修を行っています。令和4年度の派遣実績は1件です。川遊びをしていた生徒4人のうち1人が溺れて死亡した事故に対し、チームを派遣し、個別面接等による生徒の心のケア等を行っています。

佐藤委員 この事業は、いじめの関係では過去に派遣の実績はないですか。また、特にこの関係というわけではありませんが、県の保健師が、市の保健師との連携などいろんな面で市に対して応援してくれています。

さきほど言いましたが、いじめの案件もあったし、市の職員のメンタルの問題でも大変お世話になったことがあります。こういった面でも実際現場にいる保健師の役割はすごく大きいと思うので、今後ともそこはよろしくをお願いします。そして、もし成果の面で説明できることがあれば教えてください。お願いします。

柳井障害福祉課長 いじめの件については、チームの出動要件となっている事案については、事件や事故になっています。また、チームは官民広くメンバーをお願いしているので、県と市は連携してしっかりと対応しています。

いずれにしても、このチームの派遣目的は生徒の個別のケアはもちろんですが、それに加えて、なるべく早く学校現場を通常の状態に戻していくために、教職員や保護者への対応にも力を入れて取り組んでいます。

森委員 2点伺います。

まず、主要な施策の成果58ページ、障がい者芸術推進事業についてです。障がい者の芸術文化活動に対して、具体的にどのような支援が行われたのか伺います。

続いて、主要な施策の成果62ページ、障がい者就労環境づくり推進事業についてです。障がい者雇用アドバイザーの企業訪問により290人を雇用に結び付けるなど、一定の成果が見られます。一方で、令和6年4月1日以降、障

がいの法定雇用率が2.3%から2.5%へ引き上げられることを見据え、今年度はアドバイザーを1人増員することとされています。令和8年度には2.7%に引き上げが予定されている中で、今後どう対応しようとしているのか伺います。

高木障害者社会参加推進室長 まず、障がい者芸術推進事業についてお答えします。

大分県芸術文化振興財団内にある、おおいた障がい者芸術文化支援センターを通じ、障がいのある人の芸術文化活動に関わる様々な相談支援、障がい者施設等を対象としたオープンアトリエやワークショップ等の開催により作品等の創造の機会を提供しています。

相談支援の実績については、昨年度306件ありました。オープンアトリエについては30回、571人が参加して9市で実施しています。豊後大野市では、エイトピアおおので8月から10月の3か月にかけて3回開催して、ダンスや絵手紙教室などをして約50人が参加しています。また、障がい者等の作品を一堂に紹介するおおいた障がい者芸術文化支援センター企画展、ときめき作品展を開催したほか、大分県立美術館の2階では、県内で活躍する障がいのあるアーティストの作品を常設で展示して紹介しています。さらに、鑑賞機会の提供として、誰でも楽しめる映画館を大分市や中津市の映画館で実施し、昨年度は187人の障がい者・児が鑑賞しました。

引き続き、おおいた障がい者芸術文化支援センターなど、関係者と連携して支援を行っていきたく考えています。

次に、障がい者就労環境づくり推進事業についてです。法定雇用率の引上げが予定されている中で、今後どう対応していくかですが、まずは改正内容の周知を図ることが重要であると考えています。このことから、新たに対象となることが見込まれる企業を含めた県内企業約1,300社に対して、大分労働局と連名により、障がい者雇用の促進を依頼する文書を9月に発送しています。

また県内6か所に配置し、障がい者とのマッ

チング支援等を行っている雇用アドバイザーについて、特に企業が集中する大分市を中心とした中部圏域で、本年4月から1人増員して体制を強化するとともに、マッチング機会を大幅に拡充するため、来年1月に合同企業説明会を新たに開催する予定としています。各社に対してはさきほど申し上げた文書の発送なども含めて、障がい者雇用を積極的に促したいと考えています。

さらに、各企業の障がい者雇用を後押しするため、経営層に向けた働きかけや同業種における人事担当者間の連携を図るための取組についても現在検討しています。

今井こども未来課長 すみません、1点訂正します。さきほど太田委員からの質疑に対して、クーポンと出産・子育て応援交付金の期間にかぶりがないと答弁しましたが、クーポンは令和5年3月まで発行しており、応援給付金については令和4年度4月に遡って支給しているため、令和4年度中に生まれた方については両方支給しています。

それから、私の説明の仕方が悪かったのですが、クーポンについては3歳の誕生日が来るまで使えるので、令和4年度に生まれた方や今持っている方もいると思います。

後藤副委員長 ほかに事前通告していない委員で質疑はありませんか。

麻生委員 まず、決算事業別説明書106ページ、保育所運営費及び認定こども園運営費に関連して、入所予約枠の運用実績について伺います。育児休業から復帰するタイミングに合わせて、保育所に年度途中から入れる入所予約枠について、都市部を中心に設けているところが全国で結構あるようですが、大分県内の入所予約枠の運用実績を把握しているのか。もし把握しているのであれば、後ほど詳しい資料をいただければと思います。

今後、再就職希望者にこども家庭庁は入所予約枠を拡大していくことで、保育所になかなか入れないことに対する妊婦のストレスがかなり緩和されると思うし、今後は第1子から入所を予約できる制度設計になることを期待したいと

思います。

2点目は、同じページの大分にここにこ保育支援事業費について伺います。さきほど、これまでの経過や大分市の補助率について詳しく説明をいただきましたが、大分市から県に同じ比率にしてくれという要望が上がっているのは事実ですね。当時の市長が、今度受ける側になったらスタンスが変わるのかとなりかねないので、国が異次元の子育て支援をするにあたり、財源についてもできない理由を言うよりも、できる方法を一緒になって考える必要があると思うので、国に対する要望を行いながら、大分市の要望にも応えられるようにぜひ頑張ってもらいたいと思います。知事から何かそういう指示が出ていないのか伺います。

今井こども未来課長 2点についてお答えします。

保育所の入所予約枠についてです。待機児童はいませんが、希望する保育所に入れたい方が811人います。希望どおりに入れない方がいることは承知していますが、そういった予約枠があるのは承知していません。ただ、各市町村は入所希望者に対して公平になるようにいろいろ点数化をして、点数の高い人から入所させる取組をしていると聞いています。したがって、そういった優先的に入所される方の順位が高くなる状況であることは聞いていますが、予約枠があるのは聞いていません。

それから、大分にここにこ保育支援事業費の大分市の補助率の関係です。我々としても、毎年大分市から補助率を上げてほしいという要望をいただいておりますが、さきほど説明した経緯もあるので、大分市と県との役割分担をしながら、これまでどおりの補助率でやっていきたいと考えているし、今のところ知事からそういった指示はありません。

麻生委員 ありがとうございます。予約枠については、先日の日経新聞にも全国の事例が記事として明確に出ています。また、大分市の補助率について、知事から指示がないということなので、ぜひ部長が下から突き上げてください。

工藤福祉保健部長 知事から、個別の事業につ

いて具体的な指示をいただく機会はないですが、日頃から知事と一緒にいて、基本的な方針として市町村としっかり連携してやっていくことを常々言われています。

それがどの事業なのかという具体的なものではなく、県政全般にわたって各市町村の首長によく話を聞きながら進めなさいと言われていきます。よって、福祉保健部の事業でもそのように取り組んでいきたいと思うし、新年度に向けて結果を出していきたいと思っています。

後藤副委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 事前通告が1名の委員外議員から出されているので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

堤委員外議員 主要な施策の成果49ページ、医療機関医師等支援事業の関係です。

来年4月から医師の働き方改革として、勤務医の時間外労働の上限が年960時間と規定されましたね。こういう残業規制が始まるにあたり、県内の各医療機関に対してどのように周知しているのか。医師の数を増やさなければいけないのは当然のことですが、現状その対策をどのように要請しているのか。また、県立病院でこの対策が取られているのか分かれば教えてください。

三好医療政策課長 医師の働き方改革についてお答えします。

県では、医療機関を対象に時間外労働の上限規制の制度について周知するとともに、年960時間を超えて特例水準の条件に該当する場合は、県への指定申請を行うよう依頼しています。現在、年960時間を超える見込みの病院は4病院であり、今年度中に特例水準の指定手続を行うこととしています。また県立病院をはじめ、19の救急医療機関を中心に社会保険労務士等の専門家を派遣し、労働時間の実態把握や宿日直許可申請の実施方法等に関する助言を行っています。加えて、医師の労働時間の短縮に向け、地域医療介護総合確保基金等を活用して、看護師等へのタスクシフトやICTの活用による業務効率化など、医療機関の取組を支援していま

す。県立病院の関係については、把握していません。

堤委員外議員 年960時間を超える申請が4病院とのことですが、それ以外の医療機関は来年960時間以内で大体うまくいくと、医師の数も足りているという認識でいいのかを最後にお願います。

三好医療政策課長 そのとおりです。

堤委員外議員 医療機関の全体数は分かりますか。

三好医療政策課長 現在151病院あります。

後藤副委員長 ほかに委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 それでは本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 別にないので、これで質疑を終了します。

これをもって福祉保健部関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員はお残りください。

〔福祉保健部、委員外議員退室〕

後藤副委員長 これより内部協議に入ります。

さきほどの福祉保健部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見や要望事項等があればお願いします。

猿渡委員 子ども医療費助成事業については、本会議の一般質問でもあったように会派を越えて要望があるので、拡充に向けて来年度お願いしたいと思います。

それと保育、介護職員の処遇改善についても多くの委員から質疑がありました。県民の働き方や暮らしに関わる大事な問題なので、これについてもぜひ改善に向けて新年度努力いただきたいと思うので、よろしくお願います。

後藤副委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 ただいまの委員からの御意見御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたいと思います。

詳細については委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 それではそのようにします。

以上で福祉保健部関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室するので、しばらくお待ちください。

〔警察本部、委員外議員入室〕

後藤副委員長 これより警察本部関係の審査に入りますが、説明は要点を簡潔かつ明瞭をお願いします。

それでは、警察本部長の説明を求めます。

種田警察本部長 令和4年度における主要な施策の成果及び令和4年度行政監査・包括外部監査の結果の概要について御説明します。

なお、タブレット画面右下に青い通知が出たらタッチしていただくと、御覧いただく資料のページが表示されます。

まず、令和4年度における主要な施策の成果についてです。

警察本部では大分県長期総合計画安心・活力・発展プラン2015の施策のうち、犯罪に強い地域社会の確立及び人に優しい安全で安心な交通社会の実現を達成するため、各種事業を推進しており、本日は主な三つの事業について御説明します。

タブレットの資料番号11、大分県長期総合計画の実施状況について、主要な施策の成果（事務事業評価）の89ページを御覧ください。

No. 6の特殊詐欺等水際対策強化事業について御説明します。この事業は、特殊詐欺被害の防止を図るため、詐欺の手口に対応した対策を実施したものであり、令和4年度の決算額は1,654万円です。

主な事業内容欄を御覧ください。一つ目の水際対策強化事業については、コールセンターの電話オペレーターが被害に遭う可能性の高い高齢者の御自宅等へ、電話で直接注意喚起等を実施したものです。二つ目の特殊詐欺被害防止注意喚起事業については、多様化する特殊詐欺の手口について、高齢者等に分かりやすく周知するための動画を作成し、テレビCM等での広報啓発を実施したほか、コンビニ等で電子マネー販売時に貼付する注意喚起ふせんの作成、配布などを行ったものです。

その右の主な活動指標と達成率欄を御覧ください。活動指標、コールセンター注意喚起完了件数は目標を達成しています。しかしながら、その右上の成果指標、特殊詐欺被害件数については目標値104件以下に対し実績値は177件で、目標を達成することができず、達成率による事業の評価はDとなっています。これは、パソコンサポート名目で架空料金を請求するなどの手口による詐欺等の増加により、前年より被害件数、被害額ともに増加したものです。本年度は、これまでのテレビCMやWeb広告等を利用した被害防止のための注意喚起に加え、大分駅前交番に設置予定の大型ビジョンによる広報啓発やATM警戒業務等の水際対策を重点的に取り組みます。

続いて、94ページを御覧ください。

No. 2の交通事故防止総合対策事業について御説明します。この事業は、交通事故総量を抑止するため、交通安全教育等を実施したものであり、令和4年度の決算額は5,958万2千円です。

主な事業内容欄を御覧ください。一つ目の交通安全教育の充実については、交通安全教育車セーフティーぶんど等を活用した参加体験型の交通安全教育を実施したものです。三つ目の高齢者の交通事故防止対策については、高齢運転者を対象に運転能力診断システムを活用した安全運転講習を実施したほか、道路交通法の一部改正により新設された運転技能検査の概要等を郵便で周知したものです。四つ目の高校生交通安全動画コンテストについては、県内の高校生

から交通安全に関する動画を募集し、入賞作品をテレビCM等で放映し、交通安全の啓発活動を行ったものです。

その右の主な活動指標と達成率欄を御覧ください。活動指標、運転能力診断システムによる講習参加人数及び歩行シミュレータによる講習参加人数は、いずれも目標を達成しています。これらの活動の結果、成果指標、交通事故死傷者数は目標値3,800人以下に対して実績値は2,836人であり、達成率による事業の評価はAとなっています。

続いて、96ページを御覧ください。

No. 7の思いやりの横断歩道整備事業について御説明します。この事業は、歩行者に安全かつ快適な交通環境を提供するために実施したものであり、令和4年度の決算額は7,848万5千円です。

主な事業内容欄を御覧ください。一つ目の摩耗した横断歩道の更新については、信号機のない場所を中心に摩耗の進んだ横断歩道の更新を実施したものです。二つ目については、信号機のない横断歩道の歩行者を照らす人感ライトのLED化を行ったものです。

主な活動指標と達成率欄を御覧ください。活動指標、横断歩道更新数及び人感ライト更新数はいずれも目標を達成しています。これらの活動の結果、成果指標、横断歩道上の歩行者事故件数は目標値128件以下に対して実績値は86件であり、達成率による事業の評価はAとなっています。

以上で、令和4年度における主要な施策の成果の説明を終わります。

引き続き、令和4年度行政監査・包括外部監査の結果の概要について御説明します。

資料番号16、令和4年度行政監査・包括外部監査の結果の概要について、5ページをお開きください。

項目3の監査テーマ及び監査対象を御覧ください。令和4年度の包括外部監査テーマ、外郭団体の適切かつ効率的な運営と内部統制について、警察本部が所管する三つの団体が監査対象となっています。

38ページから40ページを御覧ください。

指定団体である2団体の監査結果として不備事項はありませんが、改善事項2件、勸奨事項13件となっています。このうち、改善事項2件の内容について御説明します。

39ページを御覧ください。

公益財団法人大分県交通安全協会の28-2の理事会における監事の出席については、令和2年度と令和3年度の理事会を同じ監事が欠席しており、重責な役割を担う監事は理事会への出席が望まれるとの内容です。これについては、事前に十分な日程調整を行うよう見直し、監査後に開催された理事会では監事の出席を確認しています。

次に、28-4の委託料の支払については、体験型交通安全教育業務委託契約において、3種類のシミュレータを活用した交通安全教育を定めていますが、このシミュレータの活用に関して契約書に定める実施時間に達していないものがあり、未達成となった理由が特別の事情に該当するか否かを検討すべきであったとの内容です。これについては、特別の事情に該当するとの検討結果を書面化していなかったもので、監査後は確実に検討結果を書面化するとともに、本年度の契約においては毎月の実施時間の検証及び実情に応じた計画修正を綿密に行うなどの措置を講じています。

続いて、49ページを御覧ください。

その他の出資等団体である公益財団法人大分県防犯協会の監査結果として不備事項はありませんが、改善事項1件、勸奨事項3件となっています。このうち、改善事項については43-1の内部取引の消去についてであり、令和4年度当初の会場借上費を令和3年度末に支払っていたもので、同一年度内に会計処理すべきであるとの内容です。これについては、年度またぎの内部取引が発生しないよう、会議開催時期を調整する措置を講じています。

このほか、勸奨事項16件も含めて適正に是正改善措置等を講じます。

以上で、行政監査・包括外部監査の結果の概要についての説明を終わります。

小野会計課長 警察本部所管に係る令和4年度一般会計決算の主な事項について御説明します。

資料番号9、決算附属調書について、18ページを御覧ください。

歳入決算額の予算に対する増減額です。主なものとしては、一番左の科目欄に記載の警察費国庫補助金が1,601万8千円の減額となっています。これは、減収となったものに記載のとおり、施設整備費補助金が交通安全施設整備費の繰越しにより減収となったものなどです。

36ページを御覧ください。

不用額ですが、主なものとしては一番左の科目欄の下から七つ目、警察本部費の不用額が2億9,638万5,840円となっています。これは、退職手当等が見込みを下回ったことや経費の節減によるものです。

42ページを御覧ください。

収入未済額ですが、一番左の科目欄、中ほどの諸収入のうち過料等の警察本部会計課分247万5千円については、放置違反金に係る収入未済額です。

科目欄の一番下、雑入のうち警察本部会計課分については43ページを御覧ください。

上から二つ目の警察本部会計課分25万4,180円については、白バイに対する追突事故の当事者が修理代を分割して支払うことになっており、その未払分です。

決算附属調書の説明は以上です。

続いて、事業別の決算状況について御説明します。

資料番号10、一般会計及び特別会計決算事業別説明書について、381ページの令和4年度歳出決算総括表（警察本部）を御覧ください。

第9款警察費は予算現額268億1,389万449円、支出済額262億9,220万3,061円、翌年度繰越額7,405万4千円、不用額4億4,763万3,388円です。

383ページを御覧ください。

主要な施策の成果で御説明したものを除き、目別に決算額と主な内訳を御説明します。

第9款警察費のうち、第1項警察管理費第1目公安委員会費の決算額は773万6,071

円です。内訳は、公安委員3人の報酬及び公安委員会の運営に要した経費です。

次に、同じページ下段の第2目警察本部費の決算額は223億6,682万5,609円です。主な内訳は、警察官及び一般職員計2,394人分の給与費が208億9,097万3,838円です。その下、警察運営費が14億6,779万8,814円で、主なものは内訳の三つ下の警察運営諸費11億8,931万6,365円です。これは赴任旅費、健康管理経費、庁舎の維持管理経費や警察官等に貸与する被服の調製、電子計算組織の運用等に要した経費です。

384ページを御覧ください。

中ほどの第3目装備費の決算額は3億6,145万7,853円です。主な内訳は、ヘリコプター資機材等整備事業費が9,393万1,153円で、これはヘリコプターの特別点検整備等に要した経費です。その下、車両等燃料費が1億8,769万9,202円で、これは警察車両、ヘリコプター及び船艇の燃料購入費です。

385ページを御覧ください。

第4目警察施設費の決算額は14億4,185万4,448円です。主な内訳は、一番上の警察施設改修費が1億7,059万2,386円で、これは警察署、交番、駐在所、職員住宅等の改修等に要した経費です。その下、交通安全施設整備費が7億9,557万1,543円で、これは交通管制機能の充実、信号機の新設、更新等に要した経費です。

次に、同じページ下段の第5目運転免許費の決算額は6億6,911万4,645円です。主な内訳は、上から二つ目の免許台帳ファイリングシステム等整備事業費が5,659万9,840円で、これは構成する機器の更新整備に要した経費です。その下、自動車運転免許事務費が6億4,156万6,688円で、これは運転免許証更新時等の講習及び運転免許試験の実施並びに運転免許証発行のための機器の維持管理等に要した経費です。

386ページを御覧ください。

第6目恩給及退職年金費の決算額は1,649万2,066円で、これは昭和37年11月以前に退職した警察職員及びその遺族に支給した警察恩給費です。なお、本年10月の支給対象者は15人です。

次に、同じページ下段の第2項警察活動費第1目警察活動費の決算額は14億2,872万6,369円です。主な内訳は、上から四つ目の空き交番・県民安全相談対策事業費が7,161万7,440円で、これは空き交番の解消や県民からの相談に的確に対応するための交番相談員及び警察安全相談員の配置に要した経費です。その下、110番通信指令システム管理事業費が2億758万2,672円で、これは災害対応能力や初動警察活動を強化するための110番通信指令システム及び総合指揮室映像表示システムの維持管理に要した経費です。

387ページを御覧ください。

一番上の一般警察活動費が2億4,798万6,464円です。一般警察活動費の主なものは、内訳の上から三つ目のその他活動費2億1,983万2,671円です。これは、警察電話専用料等の通信運搬費、一般警察活動旅費、職員への教養、広報等一般警察活動に要した経費です。その三つ下、刑事警察費が3億8,452万7,704円で、主なものは内訳の一番下の犯罪捜査等諸費2億2,080万1,067円です。これは刑事事件捜査費、捜査用資器材の整備、捜査資料の作成等、刑事、生活安全警察活動に要した経費です。その二つ下、交通指導取締費が2億4,766万7,215円で、主なものは、内訳の上から三つ目の交通指導取締諸費2億844万3,085円です。これは交通事件捜査費、取締用資器材の整備等に要した経費です。

後藤副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し私から指名を受けた後、自席で起立の上マイクを使用し簡潔かつ明瞭に答弁願います。

事前通告が4名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

福崎委員 決算事業別説明書387ページの交通指導取締費についてお尋ねします。

信号機のない横断歩道における、本県での自動車の一時停止率は、2018年に全国で26位、九州ではワースト1位というニュースがあって、交通マナーの悪い県というイメージが付いた感じがして、県民としてちょっと悲しい気持ちだったことを思い出します。その後、県警による一斉取締りの実施や戦国武将である真田幸村をモチーフにした啓発動画の作成など、積極的な取組をしていると聞いており、一定の成果があったのではないかと思います。

そこで、自動車の一時停止はどう改善されてきたのか。それから、今後どのような取組をして、さらによくしていこうと考えているのか見解をお聞きします。

幸野交通部長 JAFによる信号機のない横断歩道における一時停止率の調査によれば、委員が御案内のとおり、大分県下における一時停止率は年々上昇しており、令和4年の調査では32.9%でした。しかしながら、同年の全国平均は39.8%であり、いまだに全国平均を下回っています。歩行者事故は死亡、重傷事故に直結するおそれが高いことから、県警としては引き続き、横断歩行者等妨害等違反の交通取締りや広報啓発活動を推進し、ドライバーの歩行者保護意識の向上に努めていきます。

福崎委員 まだ、全国平均に届いていないということですが、私が見る限りでは一時停止をする車が以前に比べて増えて、ドライバーの意識が高まっているのではないかと思います。取締りをしっかりされていますが、引き続きよろしくをお願いします。

1点要望と言うか、私は最近交差点に立つ機会が多いのですが、赤信号で進入する車が多く見受けられます。右折車両が余り進行できずに渋滞を招いている感じがするので、できれば時々交差点に立って交通指導取締りをしていただけたらなと。働き方改革等があるのでなかなか厳しいと思いますが、交差点の取締りを強化してほしいというお願いです。

守永委員 3点ほどお尋ねします。

まず一つ目が、主要な施策の成果94ページ、交通事故防止総合対策事業についてです。事業の成果・社会情勢の影響を踏まえた取組・今後の方針の欄に、交通安全教室等への参加や動画コンテストへの応募を呼びかけることで、世代に応じた効果的な交通安全意識の向上を図ることができたとの記述があります。世代に応じたというのは、具体的にどういう意味で記載しているのか説明をお願いします。この高校生交通安全動画コンテストについては、上位5作品をテレビCMや警察公式ツイッター（現X）等の啓発活動に活用と記述されていますが、実施要領を見ると、審査方法として県警公式SNSでの公開審査が盛り込まれています。これは高校生の世代に広く浸透させる意味でも大切な仕様だと思いますが、どのくらいの閲覧があったのか、分かれば教えてください。

二つ目が、主要な施策の成果88ページの地域防犯力強化育成事業についてです。スクールサポーターの配置について、右下の事業の成果欄に、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校で関係者との情報交換を行うことが難しかったため、学校周辺や通学路のパトロール活動を強化し、その存在を示すことで児童生徒の非行防止や地域の安全確保に努めたとあります。その成果をどのように判断しているのか教えてください。

三つ目が、決算事業別説明書の387ページ、刑事警察費の犯罪捜査等諸費についてです。刑事に限らないかもしれませんが、コンビニエンスストアに設置されている防犯カメラの記録の閲覧やダビングを要請することがあると思います。その際の協力に対して、謝礼等を出す場合と出さない場合があるようですが、オーナーなり従業員が時間を割いて協力する場合には、一定の協力金としてお渡しするべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

幸野交通部長 世代に応じた交通安全意識の向上の捉え方についての御質問がありました。

警察では、国の交通安全教育指針に基づき教育を受ける者の年齢、心身の発達段階や通行態様に応じた体系的な交通安全教育を実施してい

ます。運転免許保有者に対しては、運転免許取得時及び更新時における法令講習を実施し、運転免許を持たない幼児、児童生徒、高齢者に対しては関係機関、団体と連携して参加、体験、実践型などの交通安全教育を実施しています。大分県では平成17年以降、18年連続で交通事故件数及び死傷者数が減少中ですが、これは世代に応じた交通安全教育など、きめ細やかな取組による県民一人一人の交通安全意識の向上が影響していると考えています。

次に、高校生交通安全動画コンテストにおける動画再生回数についてお尋ねがありました。このコンテストは昨年度から実施しており、今年度からは、審査方法に県警公式SNSを活用した公開審査を追加していますが、その狙いは委員が御指摘のとおりで、今年度の応募32作品の動画再生回数は、審査期間の1週間で合計約280万回です。

足達生活安全部長 地域防犯力強化育成事業についてお答えします。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で学校関係者との接触を控えたため、学校周辺や通学路のパトロール活動を強化し、前年に比べて1,567回増の1万2,592回実施しています。スクールサポーターの活動の成果だけを取り上げることは困難ですが、子どもの見守り活動を行っている自主防犯パトロール隊などの活動とあいまって、昨年の子どもに対する声かけ事案の件数は197件で、前年に比べると66件減少しています。加えて、昨年12月に県内の小中学校、高校、特別支援学校から抽出した100校に対して行ったスクールサポーターの活動に関するアンケート結果では、パトロール活動に対して、子どもたちを日常的に見守っていただいているように感じるなど、好意的な意見を多くいただいています。

今後も、子どもの安全対策の充実を図るため、引き続き学校関係者との面接や情報交換を行うとともに、パトロール活動等を推進します。

佐藤警務部長 コンビニエンスストア等の捜査協力に対する謝礼についてお答えします。

事件事故の解決に向けては警察の活動のみな

らず、コンビニエンスストア等をはじめ、多くの県民の皆様の御協力をいただいています。一定の協力金をお渡しするべきではないかということですが、捜査協力に対する謝礼については事案ごとの情報提供の内容、協力の度合い等を勘案してお渡ししています。協力の様態はいろいろあり、それに対して一定の基準を設けるのは難しいと考えています。

いずれにしても、県民の皆様の協力は警察活動に必要不可欠なものなので、引き続き県民の皆様にも協力を得られるよう、十分な配慮を行っていきたくと考えています。

守永委員 ありがとうございます。世代に応じたという部分はさきほどの説明で理解しました。高校生の動画コンテストについては、今年度からSNSでの審査を加えたのですね。分かりました。多分、そういう指摘なりアイデアを得て実施したかと思いますが、非常にいいことだと思います。ぜひ交通安全意識を深めるためにも、より多くの県民に広めるためのアイデアを事業化していただければと思います。

あと、地域防犯力強化育成事業の状況は理解しました。安全のために大変でしょうけれども、御尽力いただければと思います。

コンビニエンスストアの防犯カメラ等の捜査協力に対する謝礼金等ですが、一定程度のルールがあると。これはある程度、各署長の判断かと思いますが、捜査にあたる警察官がその一定の基準を判断できるような指導もして、気持ちよく協力できる状況をつくっていただければと思うので、よろしく願います。

猿渡委員 決算事業別説明書387ページ、交通事故防止総合対策事業費についてです。

高校生などの自転車交通事故を防止する取組をどのように進めているのか教えてください。また、今後は電動キックボードを安全に使用するための啓発活動が大事になると思いますが、その点、今後どのように取り入れるのか、考えがあればお願いします。

二つ目、同じページの交通指導取締費の関係で、別府市の八田容疑者によるひき逃げ死亡事故についてです。これは、昨年6月の事故で1

年4か月が経過していますが、いまだに容疑者が逃走しているわけですね。容疑者の動画などもあり、名前なども分かっている中で、市民から初動捜査がまずかったのではないかという声があり、私自身もそういう思いがあります。事故で亡くなった方、けがをされた方、御家族、御遺族の思いなどを考えると本当に胸が痛むわけですが、この初動捜査についてどのように総括しているのか。その教訓を今後にかさなければならぬと思うし、今いろいろな情報がたくさん寄せられているかと思えます。皆さんの協力に対して、やはり真摯に丁寧に対応しなければならぬと思えますが、その点も含めて御答弁ください。

幸野交通部長 まず、高校生などの自転車の交通事故防止対策についてお答えします。

県下における自転車関連の交通事故件数は近年減少傾向であり、直近5か年の減少率は約23%です。県警では、国の交通安全教育指針や第11次大分県交通安全計画に基づき、関係機関や団体と連携し、教育を受ける者の年齢や心身の発達段階、通行の態様に応じた交通安全教育を実施しており、高校生に対しては、主に学校教育の場で計画的かつ組織的に自転車利用に関する教育が実施されているものと承知しています。県警としても、教育委員会等と連携し、高校生に対してスクアード・ストレート方式による自転車交通安全教育など、参加、体験、実践型の交通安全教育を行うとともに、自転車関連事故を防止するため、自転車安全利用五則を活用した広報啓発や、信号無視などの危険行為に対する交通取締りを行っています。

次に、電動キックボードを安全に利用するための啓発活動についてお答えします。いわゆる電動キックボードは、改正道路交通法により新たに特定小型原動機付自転車に区分されることになりましたが、御指摘のとおり、これに伴う新たな交通ルールの周知が今後の課題と考えています。県警では、各種広報媒体やあらゆる機会を利用して広報啓発を行うとともに、交通指導員等交通安全教育に従事する方に対する教育を行い、新たな交通ルールの周知に努めていま

す。

また、改正道路交通法により電動キックボードの販売業者やシェアリング業者による、購入者や利用者に対する交通安全教育が努力義務化されているので、県警はこうした販売業者等の把握に努めるとともに、これらの業者による講習会などが効果的に行われるよう、必要な支援を行っています。このほか、信号無視等の危険行為を繰り返す者に対する特定小型原動機付自転車運転者講習も新設されたので、危険な行為に対する指導取締りを徹底し、当該講習の適切な運用に努めます。

最後に、委員が御指摘の事件についてですが、当該事件は昨年6月29日の午後7時45分頃、別府市内の県道上で発生したものであり、県警は事件発生直後から被疑者の行方を追うとともに、初動捜査により収集した証拠に基づき、翌30日に道路交通法違反で被疑者の逮捕状を請求するとともに、翌7月1日に同人を全国に指名手配し、さらに同月4日から公開捜査を開始しています。事件発生直後、発生現場及びその付近において、被疑者の身柄を確保できなかったことは誠に残念ですが、事件発生時間、場所、逃走方法及び逃走方向付近の状況に鑑みると、捜査員が事件発生直後に被疑者を発見し、身柄を確保することは容易でなかったものと考えています。なお、県警としては当該事件を重要凶悪事件と位置付けており、引き続き被疑者の身柄確保と事件の真相解明に向けて、警察の総力を挙げて取り組んでいきます。

猿渡委員 自転車の交通安全に関しては、スタントマンに対応いただいて危険性を目の当たりにする形での教育や啓発を行っている。そのような取組が電動キックボードに関しても有効だと思います。電動キックボードは歩道を通ることも可能で、高齢者等も本当に危険だと思うので、大いに啓発に尽力していただきたいと思っています。

八田容疑者の交通死亡事故ですが、総力を挙げて取り組んでいるとおっしゃいましたが、早い解決を望んでいるので一層努力いただきたいと思っています。よろしくお願いします。

麻生委員 私もひき逃げ死亡事件についてです。ただし、対象が人ではなく動物です。

いろいろ見ても、どこにもないから一応決算事業別説明書383ページ、警察運営費の交通安全思想の普及についてとか385ページ、運転免許費の運転免許証更新時の講習に関して通告を出しています。御承知のとおり、公道上の動物の死骸は目に余るものがあり、実は警察も現場に出て回収したり、市町村の清掃業務従事者が回収したり、気付いた方、さらには道路管理者である土木事業所等、あるいは委託業者がこの回収業務にあっているわけです。

今年の夏に、道路管理委託を受けている建設会社の従業員から助けてくれと、もう死にそうだという連絡をいただきました。昼間は真夏の酷暑の中で災害復旧工事をして、作業を終えて風呂に入り、明日も仕事を頑張ろうと思いつつ連絡が入って、回収に行ったことが多々あったということです。それはどうしてかと、いろいろ調べてみたら道路緊急ダイヤル（#9910）、警察相談専用電話（#9110）に気付いた方が連絡すると。福岡県のコールセンターから道路管理者である県とか市役所に連絡が行って、当然、上部組織から連絡が来ると、すぐに行けという感じで行かざるを得ないと。

それで私も調べてみたところ、大分県内の令和4年度の苦情要望処理件数集計数が1,413件で、例えば大分市は383件とほぼ毎日なんです。大分市内では2社がそういった道路委託を受けており、最近では月に2回ぐらいまで減っているとのことですが、これが実態です。その皆さんが御苦労されている中で、一番の当事者であるドライバーが小動物をひいたらどこに連絡したらいいのか、あるいは具体的にどのような処理すればいいのか我々も知りません。ぜひそういったことを教えてほしいし、いろんな場所で、啓発活動のどこかで、あるいは免許更新時にやってほしいという思いも込めて、その辺を教えてください。

幸野交通部長 質疑通告を受けたときにはちょっと意味が分からない部分もありましたが、今の話を聞いて、私が考えるところをお答えしま

す。

まず道路交通の面から言うと、道路交通法第72条に、交通事故があったときは警察に対する当該交通事故の発生日時、場所、負傷の程度並びに損壊した物及び損壊の程度、この当該交通事故で講じた措置などを報告しなければならないと規定されています。そこで、交通事故とは何かと言うと、道路交通法第67条第2項に、交通事故とは車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊と定義されており、例えば、話にあった車両と動物の衝突であったとしても、これに該当するときにはドライバーは警察に対する報告義務があるという規定になっています。今の話では、動物の死骸回収が大変だということで、死骸回収件数等もお聞きしましたが、これが全て交通事故によるものなのか、どこの場所での死骸なのか、あるいは野生動物が飛び出したときに、大型トラックがそれに気付くかどうかといった様々な問題があります。

そこで、一義的には動物の死骸があるところの管理者、公道であれば道路管理者になるのですが、道路管理者がこの動物の死骸を回収することになります。私も詳細は存じませんが、市町村ごとで通報ダイヤルもいろいろあるようで、この動物の死骸回収を担当する責任のある行政機関が、県民に対してどこに通報するのかを広く周知することが大事だと思います。また、道路上の緊急ダイヤル通報についても、夜中に連絡があって回収しなければならない話もありましたが、道路上の一時的な危険については、警察が通報を受けた場合、相手方に危険防止措置として動物をよけなさいとか、警察が現場に行っても一時的な排除措置は行います。そこに動物の死骸をそのまま放置することは公衆衛生上もいかがなものとなるので、これはやはり道路管理者や委託を受ける業者が速やかに回収するのは仕方がないと思います。また、夜中にどんどん連絡が来て大変だという点は、そういった委託業務の中で解決すべき問題だと感じています。

麻生委員 現実はどこも担い手不足で、なかなか解決しないわけです。私はひき逃げという言

い方をあえてしましたが、命の尊厳に関わる部分、動物愛護の観点も含めてドライバー自身が、あるいは当事者が気付かなくても、後ろから来た人は必ず気付くわけだから、まず気付いた人が路肩に寄せようではないかと。そして連絡をして、どこそこの路肩に寄せているからという形で、みんなで協力しながらやっていかなければ世の中はよくなる。

交通事故、死亡事故ゼロを目指すためには命の尊厳とは何ぞやと、動物の命も大事にしようではないかと。社会風潮そのものを改善、変革していく必要があると思うので、これは関係者で協議をして対応してほしいと思います。その作業員が昼間に交通事故を起こすことになったら大変だから、それだけ担い手不足である……
(ブザー)

後藤副委員長 時間の関係もありますが、ほかに事前通告していない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 事前通告が1名の委員外議員から出されているので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

堤委員外議員 まず、昨年度の決算の中で、捜査活動用ビデオなど通信傍受機器等があれば、その購入費やリース料、所有台数についてが1点。もう一つが、民間の商業衛星から地上を撮影した画像を販売業者から購入し、犯罪捜査に活用していますが、昨年度も警察庁に依頼して実施しているのかお聞かせください。

佐藤警務部長 1点目についてお答えします。

令和4年度決算における捜査活動用ビデオカメラの購入等の費用及び所有台数についてですが、購入はありません。借上料については28万3千100円となります。所有台数については令和5年3月末時点で67台を所有しています。

議員がお尋ねの通信傍受機器については通信傍受法で特定電子計算機と定められており、令和4年度決算において、この機器に関する購入費やリース料は生じていません。また、県警察において、そうした機器の所有もありません。

甲斐刑事部長 2点目の、犯罪捜査の目的で衛星画像の購入を警察庁に依頼したか否かという点ですが、この点については以前、同様の質疑に警務部長や私から御説明しているとおりで、捜査活動に支障を及ぼすおそれがあるため、答弁は差し控えます。

堤委員外議員 リース料については分かりました。そういう状況であるということね。捜査上の使用方法は言わないのでしょうかね。それはそれでいいです。

もう一つ、商業衛星の問題について、例えばどういう場合にこれを活用するのか。衛星だから車の移動とかになるのかなと思いますが、どうもぴんとこない。私たちも携帯電話とか持っていて、当然電波が発信されているから識別できると思うんだよね。衛星で捜査するかは分からないけれども、そうした場合も結局この衛星を使うことになるのですか。そこら辺は、一般的で結構ですが、どういう場合にそれが使えるのか教えてください。

甲斐刑事部長 議員がお尋ねの衛星画像に関して、警察庁が某新聞社に対して全国警察の衛星画像の購入実績を回答していることは承知しています。警察庁が回答しているもののうち、衛星画像の活用の用途を明らかにしているものは河川の氾濫だったり道路斜面の崩壊だったり、自然災害に関するもののみで、犯罪捜査に関するものは都道府県名すら回答していません。お尋ねの趣旨は分かりますが、どういったことに衛星画像を活用するのかについては犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるので、答弁は差し控えます。

後藤副委員長 それでは本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 別にないので、これで質疑を終了します。

これをもって警察本部関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員はお残りください。

〔警察本部、委員外議員退室〕

後藤副委員長 これより内部協議に入ります。

さきほどの警察本部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見や要望事項等があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 特にないので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 それではそのようにします。

以上で警察本部関係の審査報告書の検討を終わります。

以上で、本日の審査及び10日から行ってきた部局別審査日程は終わりました。

この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 ここでお諮りします。

審査の取りまとめについては、本日までの委員会審査における執行部との質疑などを踏まえ、正副委員長で協議の上、委員会審査報告書の案を作成し、11月2日の委員会においてお諮りしたいと考えていますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 それでは、委員長とともに準備を進めます。

次回の委員会は11月2日、木曜日の午前10時から第3委員会室で開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。
お疲れ様でした。